

企画総務委員会

令和6年12月25日

1 報告事項

【地域振興部】

(1) 秋葉原における多言語対応A I コンシェルジュについて 【資料】

(2) 国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業について 【資料】

(3) 内幸町ホールの管理運営について 【資料】

(4) 子ども読書活動推進計画の素案について 【資料】

【政策経営部】

(1) 公益通報制度による行政監察員からの報告及び再発防止措置について 【資料】

(2) 旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家I期施設の建物解体について 【資料】

(3) 千代田区災害対策事業計画の改定について 【資料】

2 その他

秋葉原における多言語対応 AI コンシェルジュについて

令和7年1月、秋葉原において、生成AI、翻訳AI、AIアバターによる、多言語対応AI コンシェルジュ実証事業が開始されます。

1 事業の取扱い

東京データプラットフォーム ケーススタディ事業

【東京データプラットフォームとは】

東京都デジタルサービス局が運営。公共や民間などのデータが流通する場を提供し、データ利活用事例の創出を支援・加速させることで、東京のポテンシャルを引き出し、都民のQOL向上に資するデータ利活用の好循環を生み出すことを目的としている。

【ケーススタディ事業とは】

防災、観光、交通、エネルギー分野など、社会的課題の解決に向けた、新しいデータケースを創出するプロジェクト。

2 区の関与

秋葉原地域の観光情報を保有する事業者等の紹介と公共情報（公衆トイレ・屋内喫煙所ほか）の提供

3 開始予定

令和7年1月6日（金）

4 事業の詳細

別紙のとおり

IP Dream

2024年12月16日
株式会社 IP DREAM

「多言語対応 AI コンシェルジュ」秋葉原ガイドのサービス実証を開始

生成 AI、翻訳 AI、AI アバターにより 24 時間・自動応答・21 言語で観光客をサポート

Any questions about AKIBA?

Let me introduce some famous spots in Akihabara.

Are you interested in the latest Japanese culture?

Are you looking for a place where you can enjoy casually with your family?

ASK IN YOUR LANGUAGE!

STARTS IN SECONDS
FREE
24HOURS
Request for service trial and evaluation

SAMPLE

AI tourist guide "AOI"
presents AKIBA GUIDE

©Akihabara TMC, INC. ©IP DREAM Inc

秋葉原ガイドの案内イメージ (B6 サイズ)

株式会社 IP DREAM は、2025 年 1 月 6 日から生成 AI と翻訳 AI を用いた「多言語対応 AI コンシェルジュ」秋葉原 観光・防災ガイドの実証サービスを提供開始します。本サービスでは、東京・秋葉原に來訪する国内・インバウンド観光客向けに、21 言語に対応する AI アバターが自然な会話で秋葉原をご案内します。

観光客は QR コードを読み取るだけですぐにサービスを利用できます。事前登録なし、アプリダウンロードなし、ID・パスワードなし、ブラウザだけで利用できます。

このサービスは、令和 6 年度 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業として採

採された「多言語対応 AI コンシェルジュ」プロジェクト*1の実証として提供するものです。AI技術を用いて、地域データを効率的に収集・自動学習する仕組み、自然言語・多言語で自動応答する仕組み、平常時の観光ガイド・被災時の防災ガイドの信頼性を高める仕組みを実装・検証して、持続可能な地域情報サービスの実用化を目指します。

*1 東京都 Web ページ 東京データプラットフォーム ケーススタディ事業 地域一体で育成する「多言語対応 AI コンシェルジュ」プロジェクト

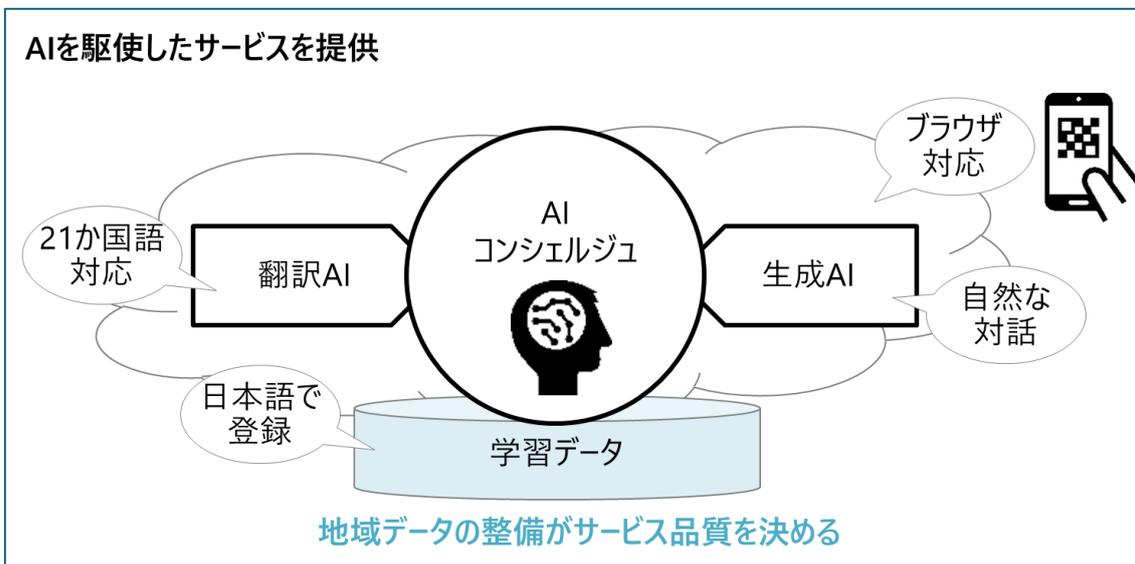
<https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/data-utilization/case-study/project-r602>

■プロジェクト推進体制

メンバー	主な役割
株式会社 IP DREAM	実証とりまとめ AI プラットフォーム提供、
株式会社日立製作所	地域データ（店舗・観光）の自動収集、 対話データの分析
株式会社ナイトレイ	SNS 投稿データの活用
千代田区	秋葉原ガイドの企画協力、 公共データ（防災等）の活用
秋葉原タウンマネジメント株式会社	秋葉原ガイドの企画協力、 店舗データの活用
Akiba.TV 株式会社	秋葉原ガイドの企画協力、 観光データの活用
株式会社エム・データ	TV 番組で紹介された秋葉原に関連する TV メ タデータの活用
株式会社データ・アート	AI アバターの共同開発、 生成 AI の感情表現

2024年10月に、東京データプラットフォーム会員限定でプロトタイプ・サービスの体験評価を実施しており、会員企業様の評価結果を反映したサービスとしています。

■多言語対応 AI コンシェルジュについて



このサービスには、生成 AI と翻訳 AI を組み合わせた多言語対応 AI コンシェルジュプラットフォーム「VoiceOn® LLM」を組み込んでいます。ユーザーが QR コードを読み取ってブラウザを開くと、言語を自動認識して 21 か国語のいずれかで AI アバターと会話を始められます。会話は音声による自然言語で行われます。

AI アバターは、学習データを参照して、質問の意図に適した返答をします。インターネットにあふれる不確かな情報ではなく、観光・防災の観点で地域関係者から収集した信頼性の高いデータを参照することで、不慣れた場所に来た観光客に有益な情報をお届けします。

学習データは、すべて日本語で作られた地域データであり、Web、SNS、オープンデータなどから収集し、タグ編集などの加工作業を行うことなく AI が学習しています。

地域情報サービスを維持していくためには、地域データ収集・登録が不可欠であり、インバウンド向けの翻訳作業や、情報サービス用のデータ編集を必要としないデータ整備のあり方を実証します。

■サービスの概要（実証）

期間：2025年1月6日～1月31日（一般公開）

2025年1月6日～2月28日（東京データプラットフォーム会員限定）

場所：秋葉原エリアでQRコードを掲載した案内を配布（歩行者天国など）

秋葉原エリア外でも利用できます。

利用可能時間：24時間・無料

本AIは信頼性が高い情報を参照しており、多くの場合正確に回答しますが、時には事実に基づかない情報を含むことがあります。行動に関する決定は、ご自身の判断において行われるようお願いいたします。

■サービスに関するお問い合わせ先

株式会社 IP DREAM VoiceOn サービス・サポートセンター

受付時間：月曜～金曜 9:00-17:00 ※土日・祝日を除く

電話番号：050-3101-3866

Email：global-product@ip-dream.co.jp

このニュースリリース記載の情報(製品価格、製品仕様、サービスの内容、発売日、お問い合わせ先、URL等)は、発表日現在の情報です。予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性があります。あらかじめご了承ください。

国際平和都市千代田区宣言30周年記念事業について

1 事業概要

(1) 目的

平成7年3月に発表した「国際平和都市千代田区宣言」が令和7年に30周年を迎える。その趣旨に基づき、区民等に向けて平和について考える機会を提供するとともに、戦後80年に向かい、戦争の記憶を伝える人々が減少していく中で、未来を担う若い世代への平和意識の醸成と、今後の積極的な平和活動への参加の動機付けとなることを目的に、記念イベントを開催する。

(2) 概要

- ・日時 令和7年2月28日(金) 開演18時～20時 終了予定
- ・会場 ヒューリックホール東京(有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F)
- ・入場 無料
- ・プログラム(予定)
 - (第1部) 式典・トークセッション
 - ・千代田区長、千代田区議会議長あいさつ
 - ・区の平和事業、千代田区平和使節団の紹介
 - ・平和トークライブ「平和について世代を超えて語り合おう!」
 - ・ビデオメッセージ・・・広島市長、長崎市長、日本原水爆被害者団体協議会(2024年ノーベル平和賞受賞)代表委員等
 - (第2部) ゲストによるコンサート
 - 総合司会 藤井 康生
 - 横山だいすけ ミニコンサート
 - STU48ライブ ※最終曲「花は誰のもの?」は、区立中学校生徒との合唱

2 申込方法

特設サイトからフォームで事前申し込み。抽選制。

※ 1度の申し込みにつき、4名まで申し込み可能。(同行者も含め、重複申込不可)

※ 当選者のみチケット(ハガキ)を発送。

3 対象者

区内在住・在勤・在学者をはじめ、広く千代田区を訪れる人々

※ 特に、概ね30歳未満の人々をメインターゲットとする。

4 周知方法

(1) 広報千代田1月5日号、区HP・SNSに掲載。

(2) ポスター・チラシを作成し、広報掲示板及び区内各施設等に配布する。

公募型プロポーザル方式による選定結果の公表

1 業務名

国際平和都市千代田区宣言 30 周年記念事業における演芸等業務

2 業務概要

国際平和都市千代田区宣言の発表から 30 周年を迎えるにあたり、同宣言の趣旨に基づき、千代田区に住み、働き、学ぶすべての人々、特に、これからの社会を担う若い世代が、本事業を通じて、世界の恒久平和の実現のための積極的な行動意識を持つきっかけとなるイベントを実施する。

3 所管課の名称及び所在地

地域振興部 国際平和・男女平等 인권課 国際平和係
千代田区九段南 1 - 2 - 1 千代田区役所 6 階

4 採否決定日

令和6年8月22日（木）

5 委員構成（4名）

委員長 文化スポーツ担当部長
委 員 コミュニティ総務課長
国際平和・男女平等 인권課長
学識経験者

6 プロポーザル参加者（五十音順）

- (1) 西鉄旅行株式会社
- (2) 株式会社フィレール

7 最終被選定者

株式会社フィレール
(東京都千代田区九段北 1 - 8 - 2)

8 審査結果一覧（100点×4名 計400点満点）

	A社	B社
評価合計	303点	247点
順位	第1位	第2位

【審査結果詳細】

評価項目		配点	A社	B社
組織評価	1 履行実績	40	28	12
	2 実施体制	32	23	24
	3 社会貢献度	8	4	8
担当者評価	(主任担当者) 専門性	20	20	20
	(主任担当者) 類似性の高い業務の実績	20	12	12
	(担当者) 専門性	20	16	12
	(担当者) 類似性の高い業務の実績	20	12	20
提案内容評価	出演アーティスト	120	99	57
	広報の方法	20	13	15
	配信の方法	20	15	14
	申込・問合せ窓口の設置方法	20	14	14
	コスト	20	18	15
	実現性(ヒアリング)	40	29	24
合計		400	303	247

内幸町ホールの管理運営について

1 これまでの管理運営について

- (1) 内幸町ホールは、平成17年4月から指定管理者制度を導入し令和7年3月31日までに指定管理期間として(株)コンベンションリンケージが施設の管理運営を担っている。
- (2) 一方、当該施設の老朽化が進んでいることから、令和6年度をもって一時閉館し、令和7年度から8年度にかけて大規模改修工事を行う予定である。

2 今後の管理運営について

- (1) 内幸町ホール条例では、当該施設は「指定管理者により管理すること」と規定されている。
- (2) 一方、改修工事期間中は備品廃棄運搬や維持保守業務等が発生するのみであることから、指定管理期間を延長する意義は希薄であると判断し、令和7年度については区直営により施設管理していく。

3 区直営管理を行う場合の根拠規定と手続きについて

- (1) 内幸町ホール条例第3条の2の第2項
「指定管理者の指定の手続きについては、千代田区公の施設に係る指定手続等に関する条例の定めるところによる。」
- (2) 公の施設に係る指定手続等に関する条例第11条
「区長等は、指定管理者の指定を取り消したとき、その他指定管理者による管理を休止する必要がある場合において必要やむを得ないと認めるときは、ほかの条例の規定にかかわらず、必要な限度において、自ら管理の業務の一部または全部を行うことができる。」
- (3) 上記の要件を適用し、区直営管理を行うことについて、令和6年10月24日開催の首脳会議に付議し了承を得た。

4 施設改修中の区への対応（予定）

- (1) カスケードホール、民間施設や大学ホールとの相互利用の促進
- (2) 区内の文化団体等が代替施設となるホール等を使用する際の支援の拡充

5 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|--------|--|
| 令和7年3月 | 既存施設のホール貸出終了（3月31日まで使用予定） |
| 7月 | 大規模改修工事開始（令和8年12月頃に終了予定） |
| 10月 | 新たな指定管理者の選定 |
| 令和8年4月 | 新たな指定管理者による運営開始
（新施設のホール予約開始は令和8年1月～） |
| 令和9年1月 | 新施設のホール貸出開始 |

子ども読書活動推進計画の素案について

令和元年度に策定した第3次計画の計画期間が概ね5年間となっていることから、「子ども読書活動推進会議」等で議論を重ね、第4次計画における素案を作成しました。

1 第3次計画の取組み及び結果と課題

第3次計画は「具体的な取組み」の記述がメインの事業計画的な計画となっており、「①特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」「②子どもを取り巻く大人への支援」「③ボランティア活動の支援」に力を入れて取り組んできました。それぞれの結果と課題は次のとおりです。

① 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

主な取組み	・特別な支援を要する児童や生徒などに対する読書活動の支援
結果	・読書支援サービスの利用実績について、多くはなかった。
課題	・当事者やその保護者のニーズを把握し、読書支援のサービスに関する周知方法の検討や幅広い情報提供が必要。

② 子どもを取り巻く大人への支援

主な取組み	・保護者を含む子どもを取り巻く大人に向けた読書活動の支援
結果	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、講座実施回数が減少。
課題	・対面式以外での講座等の実施検討や、保護者、教職員等のニーズの把握。

③ ボランティア活動の支援

主な取組み	・ボランティアのスキルアップ講座等の開催、活動機会の提供
結果	・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、支援事業や活動機会が大幅に減少。
課題	・区立図書館を含む関係機関の役割等を整理、ボランティアの活用方法の検討。

2 アンケート結果から見える課題

毎年度実施している区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒を対象とした調査に加え、令和6年度は「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校の通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を実施しました。

それぞれの課題は次のとおりです。

小・中学生調査	・小・中学校での、朝読書などの活動を継続して実施し、読書の時間を確保することによって、子どもの読書習慣の形成を促すことが重要。
高校生調査	・進路や将来のことで多忙である高校生においては、限られた時間の中で読書の優先順位が上がるようなきっかけづくりが必要。
保護者調査	・子どもの読書活動推進の担い手として大人を巻き込んだ施策を展開し、親子がともに読書に親しめる機会の創出や環境の整備が大切。

3 改定のポイント

(1) 基本理念に基づく計画

第3次計画は事業計画的な計画でしたが、第4次計画では「基本理念」「基本方針」「施策の担い手やその役割」を示すなど、理念計画的な計画としました。

「基本方針」において、第3次計画の課題となった読書支援サービスに関する情報提供や保護者・教職員等のニーズの把握、ボランティアの活用についての記述を盛り込みました。

また、子どもや保護者へのアンケート調査結果から見えた課題である、子どもの読書習慣の形成を促すきっかけづくりや、親子がともに読書に親しめる機会の創出についても「基本方針」の中でうたっています。

基本理念

「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす

～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～

基本方針

① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

学校や図書館、地域での読書イベントやワークショップなど、本の世界を通じて子どもたちがわくわくしながら文字・活字に親しみ、豊かな読書体験ができる環境と機会を充実させ、知識や想像力、思いやりの心など、豊かな感性を育みます。また、ボランティアを含めた担い手の育成にもより一層力を入れていきます。

② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、本のある場所に行きにくい子どもなど、多様な子どもたちが利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、Lブック、布の絵本、様々な言語の本を揃えた多文化対応等）や電子書籍を充実させ、本を読むことが困難な子どもにも本を楽しんでもらえるよう、読書バリアフリー化を進めます。

③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

スマートフォンやタブレットの普及により、社会では電子書籍やオーディオブックの利用が広がっています。この進化したデジタル技術を活用しながら、DXを推進するとともに、紙の書籍ならではの体験も大切にすることで、様々な環境や発達段階に応じた読書媒体を推奨していきます。そして、すべての子どもが好きな時に好きな場所で本に触れることができる環境を整備します。

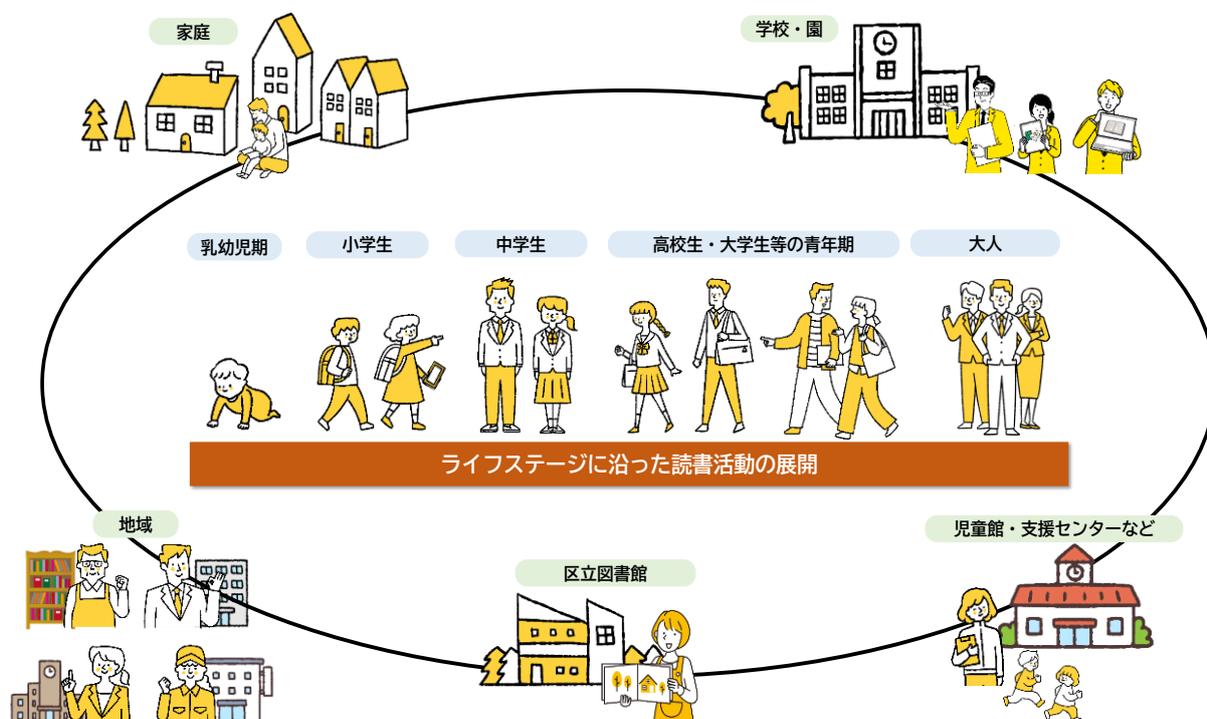
④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

地域の各関係機関と連携して、大人も一緒に読書を楽しむことができる機会を創出し、大人たちのニーズの把握に努めながら、読書に対する意識向上を図ります。さらに、子どもの読書活動の推進に区全体で取り組んでいくため、広報活動により力を入れていきます。

施策の担い手について

子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しめるようにするためには、子どもを取り巻く保護者や地域の人など、子どもと本を結びつける担い手の役割が不可欠となります。

第4次計画では、家庭、学校・園、区立図書館、地域（ボランティア、古書店・書店、出版社・新聞社、大学等を含む）など、すべての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら、読書活動を推進していきます。



(2)めざすべき目標の設定

第4次計画を推進するにあたり、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、次のとおり指標を設定しました。

それぞれ、現状より数値を増やす（2の不読率については減らす）ことを目標とし、計画期間の令和11年度まで進捗管理していきます。

指 標	
1	本を読むのが好きな児童・生徒の割合
2	調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合
3	大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合
4	多様な子どもたちのための資料の充実
5	千代田Web図書館の児童・生徒向けコンテンツ数の充実
6	乳幼児向けおはなし会の参加人数
7	子どもから大人までを対象としたイベント・講座等の実施件数

4 第4次計画における主な取組み

4つの「基本方針」を実現するための主な取組みは、次のとおりです。

- ① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実
 - 1 図書館でのイベントや講座・講演会の実施 拡充
 - 2 本の街 千代田の特長を活かした取組み 拡充
 - 3 ボランティアなど人材の育成・活用 拡充
 - 4 図書館における新たな読書空間の創設 新規
- ② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実
 - 1 「りんごの棚」の設置 拡充
 - 2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施 継続
 - 3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援 新規
 - 4 図書館における新たな読書空間の創設（再掲） 新規
 - 5 ICTを活用した読書環境の充実 調査・検討
- ③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供
 - 1 貴重資料のデジタル化推進 新規
 - 2 図書館のDX化の推進 調査・検討
- ④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進
 - 1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座 継続
 - 2 SNSを活用した情報発信 拡充
 - 3 新たなSNSの活用 調査・検討
 - 4 学校への情報発信 拡充

5 「子ども読書活動推進会議」検討経過（令和6年から開催）

回数	開催月	議 題
1	1月	(1)第3次計画の進捗状況と課題について (2)計画改定に向けた調査等について
2	3月	(1)第1回会議におけるご意見・ご質問への回答 (2)第4次計画の基本的な考え方（案）について
3	5月	(1)第2回子ども読書活動推進会議におけるご意見・ご質問への回答 (2)第4次計画の基本的な考え方（案）について (3)第4次計画策定に関する追加アンケート調査の実施について
4	9月	(1)第4次計画改定に向けた追加アンケート調査の結果について (2)第4次計画のたたき台について (3)第4次計画における具体的な取組みについて（意見聴取）
5	11月	(1)第4次計画の素案について (2)今後の進め方について

6 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年1月20日～2月7日 パブリックコメント実施
- 2月下旬 第6回子ども読書活動推進会議の開催
 - 3月 第4次子ども読書活動推進計画の策定

第4次

千代田区 子ども読書活動推進計画 (素案)



令和7年 月
千代田区

音声
コード

目次

第1章 計画策定の背景

1	子どもの読書活動の意義	1
2	子どもの読書活動に関する動向	3
	(1) 国の動向	3
	(2) 東京都の動向	3
	(3) 千代田区の動向	3
	(4) 読書活動推進に関する状況の推移	4
3	千代田区の現状	5
	(1) 第3次計画の取組み及び結果と課題	5
	(2) アンケート結果から見える現状と課題	6

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1	計画の位置付け	15
2	計画の期間	15
3	基本理念	15
4	基本方針	16
5	読書に関する発達段階ごとの特徴	18
6	施策の担い手	19
	(1) ライフステージに沿った読書活動の展開	19
	(2) 担い手の役割	19
	(3) 担い手同士の連携	20
7	めざすべき目標	20

第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針①	豊かな読書体験ができる環境と機会の充実	21
基本方針②	多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実	22
基本方針③	紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供	24
基本方針④	身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進	24

参考資料

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動の推進に関する法律において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

子どもたちは読書を通じて、多くの知識を会得し、多様な価値観・文化への理解を深めることや、想像力、読解力、思考力を養うことができます。

あわせて、読書を通して自ら学ぶ楽しさ、知る喜びを身に付けることによって、探究心や真理を求める力を培うことができます。こうした資質や能力は、複雑で予測困難な現代において、子どもたちが様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための土台となります。

読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会全体で環境の整備を進めていき、読書活動を支えていく必要があります。

しかしながら、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休校や外出自粛、新しい生活様式といった、社会全体でこれまでに経験のない大きな変化や、近年急速に進んでいる電子書籍をはじめとしたデジタル社会の進展による読書環境の整備、GIGAスクール構想による一人一台端末の実現をはじめとする学校のICT化等、新たな環境の変化が生じたため、子どもの日常生活はもちろん、読書活動においてもその影響は避けられないものとなっています。

また、インターネット環境の著しい進展により、知識情報の入手が容易になった一方、ネット上には真偽が疑わしい情報もあふれており、そうした情報の真偽を見極め、さらには背後の意図を感じ取るリテラシーが非常に重要です。子どもの頃から文字や活字に親しむ習慣をつけることは、総合的な知識や判断力を培い、情報リテラシーを高めるのに大いに資すると考えられます。

このように、時代の変化にも対応しながら、世界有数の出版関連産業の集積地である千代田区の特性を活かし、千代田区の子ども読書活動に関する施策と取組みを総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。



本の街 千代田

千代田区は、古くから印刷製本、出版、紙の卸しや小売といった産業が盛んでした。現在でも、神保町は「日本一の本の街」と言われており、近隣に出版社や大学が多いため、200店舗近い専門書店や古書店などが集まっています。なかでも、古書店においては、単なる古本ではなく、店ごとに専門分野を持っているのが神保町の特徴です。

また、毎年10月に開催されている「神田古本まつり」や「神保町ブックフェスティバル」では、書物に関する様々なイベントが多く読書愛好家に支持されており、近年では東京名物として定着し、日本全国さらには海外からも多くの人々が足を運んでいます。

このような土地柄から千代田区は文豪や現代作家との関わりも深く、夏目漱石、樋口一葉、平塚らいてう、正岡子規、森鷗外、与謝野晶子など、数多くの文学者が居を構え、執筆を行った地としても知られています。江戸川乱歩や司馬遼太郎などが愛した行きつけの飲食店も数多く現存しており、一部の飲食店は作家や編集者、文学好きの学生が議論を交わすサロンとしての顔も持っていました。

全国的に書店が減少している中で、「本の街」である千代田区としては現状を憂い、街の書店や古書店、そしてそれらを取り巻く産業をこれからも発展させていかなければならないと考えています。

そして、様々な立場や様々な世代の人たちが子どもと本を結びつける担い手となり、「本の街」千代田区に暮らす子どもたちに、文字・活字に親しみ、読書の楽しさを知ってもらいたいと願っています。



音声
コード

2 子どもの読書活動に関する動向

(1) 国の動向

国では、平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。翌年8月には、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、平成20（2008）年3月には「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

平成25（2013）年5月には、「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成30（2018）年4月に「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、さらには令和元（2019）年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（通称：読書バリアフリー法）が施行されました。

また、令和5（2023）年3月に「第五次子どもの読書活動に関する基本的な計画」を策定し、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」の4つの基本方針を掲げました。

(2) 東京都の動向

東京都では、平成15（2003）年3月に「東京都子供読書活動推進計画」を策定し、その後、第二次計画を経て、平成27（2015）年2月に「第三次東京都子供読書活動推進計画」を策定しました。

この計画では、子どもの成長段階に合わせた不読率の改善及び読書の質を高めるための取組みや、施策の充実のための読書環境の整備について示されています。

令和3（2021）年3月には「第四次東京都子供読書活動推進計画」が策定され、「乳幼児期からの読書習慣の形成」、「学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進」、「特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進」、「読書の質の向上」の4点をめざすものとして掲げ、学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して子どもの読書環境を整え、主体的及び自発的な読書活動を発達段階に応じて推進するものとしています。

(3) 千代田区の動向

千代田区では、国や東京都の動向を踏まえ、区民・昼間区民を問わず、子どもから大人までの読書活動の普及・発展、世界有数の出版関連産業の集積地といわれる区の特徴を生かした出版文化の振興を目的として、平成19（2007）年3月に第1次計画として「千代田区子ども読書活動推進計画」を策定後、平成26（2014）年3月に「第2次千代田区子ども読書活動推進計画」、令和元（2019）年7月に「第3次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

今回、国の第五次計画が策定されたことも踏まえ、引き続き子どもの読書活動を推進していくために、関連法や国、都等の計画を勘案しつつ、「第3次計画」における取組結果や課題、諸情勢の変化等の検証を行いながら、今後の施策の基本方針と具体的方策を明らかにし、「第4次千代田区子ども読書活動推進計画」を策定します。

(4) 読書活動推進に関する状況の推移

年度	国・東京都・千代田区の動向
平成 13 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する法律 施行
平成 14 年度	(国) 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 (都) 東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 17 年度	文字・活字文化振興法 施行 財団法人文字・活字文化推進機構 設立
平成 18 年度	<u>千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 19 年度	(国) 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>区立千代田図書館 リニューアルオープン</u>
平成 20 年度	平成 22 年を「国民読書年」とする旨、国会決議 (都) 第二次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 23 年度	<u>区立日比谷図書文化館 オープン</u> <u>区立四番町図書館 リニューアルオープン</u>
平成 25 年度	(国) 第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定 <u>第 2 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
平成 26 年度	学校図書館法 改正 (都) 第三次東京都子供読書活動推進計画 策定
平成 27 年度	<u>千代田区子ども読書活動調査 開始</u>
平成 30 年度	(国) 第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和元年度	(国) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）施行 <u>第 3 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>
令和 2 年度	(都) 第四次東京都子供読書活動推進計画 策定 <u>四番町図書館が建て替え工事のため、仮施設に移転</u>
令和 4 年度	(国) 第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 閣議決定
令和 6 年度	<u>第 4 次千代田区子ども読書活動推進計画 策定</u>

※下線は千代田区の動向

音声
コード

3 千代田区の現状

千代田区では、第3次計画に基づく計画期間中、家庭、学校、図書館、出版関連団体をはじめとする、区内の数多くの団体と協力・連携し、子どもの読書活動の推進に向け、様々な取り組みを行ってきました。この第3節では、その結果とそれらから見えてきた課題を整理します。

(1) 第3次計画の取り組み及び結果と課題

第3次計画では、第2次計画の課題であった「特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」「子どもを取り巻く大人への支援」「ボランティア活動の支援」に力を入れて取り組んできました。ここでは、それぞれの取り組み及び結果と課題を記載します。

なお、第3次計画に掲げた「具体的な取り組み」すべての実施状況及び課題については、「第3次千代田区子ども読書活動推進計画 進捗状況調査票」において整理しました（資料編に掲載）。

① 特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進

【具体的な取り組み】

- ・特別な支援を要する児童・生徒、外国語を母国語とする児童・生徒へ本を紹介しました。
- ・関係団体と連携した読書支援サービスの提供や千代田Web図書館の児童向けコンテンツ、バリアフリー図書等の充実を図り、千代田Web図書館の児童向けコンテンツ数が200点から700点へ増加しました。
- ・特別な支援を必要とする子どもを持つ保護者に対し、情報の提供や発信を行いました。
- ・特別支援学級にて、司書による読み聞かせや担当教員から要望があった本の選書を行い、団体貸出を行いました。

【結果】

- ・読書支援サービスの利用実績は、決して多くはありませんでした。

【課題】

- ▶当事者のニーズに合った情報提供を行う必要があり、区立図書館における読書支援サービスについて、周知方法の検討が必要です。
- ▶保護者がどのような情報を求めているのかを把握し、より幅広い情報提供を行っていく必要があります。

② 子どもを取り巻く大人への支援

【具体的な取り組み】

- ・保護者や教職員向けに読み聞かせ講座や読書活動の重要性を伝える講演会を開催しました。
- ・区立図書館司書の子育て・教育関連施設への派遣や、学校図書館連絡会の開催により、関係者間の情報共有を推進しました。
- ・私立学校へ具体的な読書振興の取組事例などを紹介しました。

【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、保護者向けの講座実施回数が少なくなりました。

【課題】

▶対面以外の形式での講座等の実施を検討するほか、保護者、教職員、ボランティア等のニーズを把握することも必要です。

③ ボランティア活動の支援

【具体的な取組み】

- ・子どもの読書活動の支援を希望する方向けに、スキルアップのための講座や勉強会を開催しました。
- ・区と区立図書館が連携し、ボランティアの活動機会の提供に努めました。

【結果】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度以降、四番町図書館におけるボランティアの活動が困難になりました。また、ボランティア支援事業（講座・勉強会等）も大幅に減少しました。

【課題】

▶区内の読書振興に関わっているボランティア団体に、区立図書館が支援できること、求められている役割は何かを整理する必要があります。また、区立図書館におけるボランティアの活用についても検討が必要です。

今回の第4次計画では、第3次計画の構成内容を見直し、基本理念を掲げるとともに、第3次計画の課題を踏まえて基本方針やめざすべき目標を設定するほか、一部の課題については具体的な取組みの中で解決策を提示していきます。

(2) アンケート結果から見える現状と課題

千代田区では、毎年度「千代田区子ども読書調査」（区立小学校・中学校、九段中等教育学校〔前期課程〕の児童・生徒対象）を実施してきました。

また、高校生や保護者の意見を聴取するため、新たに「九段中等教育学校〔後期課程〕の生徒」と「区立小学校に通う児童の保護者」を対象としたアンケート調査を令和6年度に実施しました。

次ページからは、アンケート調査の結果からいくつかの回答結果を抜粋し、そこから見えてきた課題を調査ごとに記載しています。

※九段中等教育学校〔前期課程〕・・・中学校に相当

九段中等教育学校〔後期課程〕・・・高校に相当



音声
コード

① 小学生・中学生調査

■ 普段の読書時間について

◇ 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	2時間以上	小学生	12.5%	12.2%	12.5%	12.0%	11.9%
		中学生	6.5%	5.6%	3.2%	7.4%	5.0%
	1時間～1時間59分	小学生	11.3%	11.3%	11.7%	8.8%	11.0%
		中学生	6.9%	5.9%	7.1%	6.3%	6.4%
	30分～59分	小学生	26.0%	25.8%	23.7%	21.7%	21.2%
		中学生	18.6%	16.0%	18.6%	13.2%	13.5%
	15分～29分	小学生	24.8%	25.0%	22.6%	28.0%	22.9%
		中学生	21.6%	25.3%	26.4%	22.8%	22.0%
	15分より少ない	小学生	14.0%	14.8%	15.9%	16.0%	19.0%
		中学生	22.0%	18.4%	23.9%	25.7%	22.0%
	まったくしない	小学生	10.5%	10.3%	12.6%	12.7%	12.2%
		中学生	23.0%	27.8%	20.4%	24.6%	30.9%

【回答結果】

- ・ 普段の読書時間について、小学生・中学生で30分以上読書をしている割合は、多少の変動は見られるものの年々減少傾向となっています。
- ・ 「まったくしない」の割合は増加傾向となっており、特に中学生では、令和元年度と令和5年度を比較すると7.9ポイント増加しています。

【課題】

▶ 小・中学校での、朝読書などの活動を継続して実施し、読書の時間を確保することによって、子どもの読書習慣の形成を積極的に促していくことが重要です。

■ 読書の意識について

◇ 本を読むのは好きですか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
読書の好き嫌い	好き・どちらかという好き	小学生	87.7%	87.8%	86.4%	86.2%	82.9%
		中学生	78.3%	72.2%	80.0%	72.8%	71.7%
	嫌い・どちらかという嫌い	小学生	11.4%	11.4%	12.7%	12.8%	15.4%
		中学生	21.6%	26.4%	19.3%	26.5%	27.6%

【回答結果】

- ・ 読書の好き嫌いについて、学年別にみると、小学生では、「好き・どちらかという好き」の割合は80%以上を保っており、中学生においても多少の変動はあるものの70%以上となっています。
- また、「嫌い・どちらかという嫌い」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると4.0ポイント、中学生では6.0ポイント増加しており、調査を重ねるごとに読書が嫌いな子どもは増加傾向となっています。

音声
コード

【課題】

▶本を読むことが嫌いという回答する子どもが一定数いることから、本に対する興味や関心を持てるようアプローチの方法を工夫し、本を読むことが嫌いという子どもを減らす取組みが重要となります。

■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか（読んでもらった本も数えます）。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
前の月に 読んだ本の冊数	10冊以上	小学生	49.5%	48.6%	43.8%	50.3%	47.0%
		中学生	13.7%	11.8%	8.9%	10.7%	12.4%
	4～9冊	小学生	27.7%	26.9%	26.9%	25.9%	24.4%
		中学生	19.9%	26.4%	24.6%	19.1%	14.9%
	1～3冊	小学生	18.1%	19.7%	22.1%	15.3%	18.7%
		中学生	51.2%	39.2%	52.9%	52.2%	54.6%
	0冊	小学生	2.1%	2.5%	2.7%	4.2%	3.6%
		中学生	12.7%	20.5%	12.5%	15.8%	16.3%

【回答結果】

・読書量について、「0冊」と回答した小学生・中学生は多少の変動は見られるものの増加傾向となっており、不読率が増加しています。

【課題】

▶前月の読書量に限らず、年間を通じて、子どもたちが読書に親しむことができるように、学校や図書館などの各関係機関及び関係団体が連携を強化し、子どもの読書活動を推進する取組みが必要です。

■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大切な本や 忘れられない本の有無	ある	小学生	75.4%	73.0%	70.8%	72.7%	68.1%
		中学生	65.3%	58.3%	61.8%	60.3%	61.0%
	ない	小学生	22.5%	24.2%	25.6%	25.3%	28.5%
		中学生	32.6%	38.9%	37.5%	38.6%	37.9%

【回答結果】

・大切な本や忘れられない本があるかについては、「ある」と回答した小学生は7割前後で推移しており、中学生では、6割前後を推移していることから、半数以上は思い入れのある本がある結果となっています。



音声
コード

【課題】

▶子どもの発達段階やニーズに合わせた読書活動を推進することによって、子どもが心に残る本と出会う幅広い機会の提供やきっかけづくりが必要です。

■学校の図書館や学校以外の図書館等の利用状況について

◇今年の4月から今日までの間に、休み時間や放課後に学校の図書館や学級文庫を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校の図書館や学級文庫の利用の有無	ある	小学生	82.9%	77.9%	74.5%	73.5%	72.2%
		中学生	71.5%	61.5%	62.5%	64.0%	56.0%
	ない	小学生	14.9%	20.1%	22.4%	24.9%	25.8%
		中学生	28.2%	37.8%	37.5%	35.7%	44.0%

◇今年の4月から今日までの間に、学校以外の図書館を利用しました（使いました）か。

質問	回答	区分	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
学校以外の図書館の利用の有無	ある	小学生	72.8%	60.1%	58.6%	62.7%	62.5%
		中学生	55.3%	45.1%	48.6%	53.7%	53.5%
	ない	小学生	24.9%	38.2%	38.4%	36.0%	36.1%
		中学生	44.3%	53.8%	51.1%	46.3%	46.5%

【回答結果】

- ・学校の図書館や学級文庫の利用状況については、「ある」と回答した小学生は調査を重ねるごとに減少しており、中学生では多少の変動は見られるものの減少傾向となっています。また、「ない」と回答した小学生の令和元年度と令和5年度を比較すると10.9ポイント、中学生では15.8ポイント増加しています。
- ・学校以外の図書館の利用状況については、「ある」と回答した小学生が令和5年度では62.5%、中学生が53.5%と半数以上が利用しています。

【課題】

▶学校図書に関しては、子どもや教職員等の意見を反映させるなどして、新刊の購入や既存の図書の整理を行い、子どもたちが利用しやすいよう整備を行っていく必要があります。また、発達段階に応じた多様な子どもたちに寄り添い、豊かな読書活動ができる環境の整備も求められています。

▶子どもたちに区立図書館等を身近に感じてもらうために、ニーズに合った本の充実や世代に沿った魅力ある棚づくりに努めていくことが重要となります。

音声
コード



② 後期課程生徒調査

■ 普段の読書時間について

◇ 普段、学校がある日（月～金曜日）に、1日にどれくらいの時間、本（電子書籍を含む）を読んでいますか。

質問	2時間以上	1時間～1時間59分	30分～59分	15分～29分	15分より少ない	まったくしない
月曜日～金曜日に1日どれくらいの時間、本を読んでいるか（電子書籍を含む）	0.8%	3.3%	5.8%	14.2%	28.3%	47.5%

【回答結果】

- ・ 普段の読書量について、「まったくしない」が約半数となっており、本を読まない生徒の割合が高くなっています。

【課題】

▶ 進学や将来のことで多忙である高校生においては、限られた時間の中で読書の優先順位があがるようなきっかけづくりが必要となります。

■ 読書の意識について

◇ 本を読むのは好きですか。

質問	好き・どちらかという好き	どちらでもない	嫌い・どちらかという嫌い
読書の好き嫌い	76.7%	12.5%	10.8%

【回答結果】

- ・ 読書の好き嫌いについて、「好き・どちらかという好き」と回答した人が7割以上と読書に対する関心が高いことが伺えます。

【課題】

▶ 「どちらでもない」との回答も一定数あることから、中間層に向けて本を読むことが好きになってもらえるようなきっかけや仕組みづくりが重要となります。



音声
コード

■読書量について

◇前の月に本を何冊読みましたか。

質問	10冊以上	7～9冊	4～6冊	1～3冊	0冊
前の月に読んだ本の冊数	3.3%	2.5%	5.8%	45.8%	42.5%

【回答結果】

- ・読書量について、「1～3冊」が45.8%と約半数の生徒が1冊以上は本を読んでいる結果となっています。

【課題】

▶高校生世代は全国的にも読書離れが懸念されています。近年のデジタル技術の活用により、紙の本だけでなくデジタル媒体も含めた読書環境を充実させていき、多忙な学生が時間や場所に制限されることなく、読書が楽しめる環境をつくる必要があります。

■大切な本や忘れられない本について

◇大切な本や忘れられない本がありますか。

質問	ある	ない
大切な本や忘れられない本の有無	75.0%	25.0%

【回答結果】

- ・思い入れのある本について、7割以上の生徒が大切な本や忘れられない本があると回答しています。

【課題】

▶高校生は就職・進学といった人生の岐路に立つ時期でもあることから、将来のことに対して指針となる本に出会えるよう、幅広い機会の提供やきっかけづくりが重要となります。



音声
コード

③ 小学生保護者調査

■図書館の利用状況と目的について

◇お子さんと一緒に公立図書館を利用することはありますか。

質問	ほぼ毎日	週に1～2回程度	月に1～2回程度	ほとんど利用しない	利用したことがない	子ども一人で行く
お子さんと一緒に公立図書館を利用する頻度	0.3%	10.8%	44.3%	35.5%	4.6%	4.6%

◇どのような目的で図書館を利用しますか。

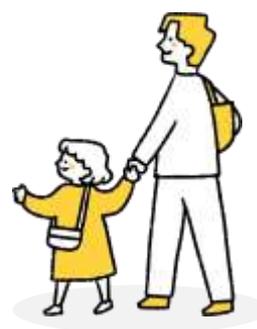
質問	本を借りる	本を探す・読む	調べものをする	おはなし会やイベントに参加する	子どもが行きたがるから
図書館の利用目的	93.9%	54.9%	11.6%	4.6%	11.6%

【回答結果】

- ・図書館の利用状況については、「月に1～2回程度」が44.3%と最も高く、次いで「ほとんど利用しない」が35.5%となっており、利用頻度が低い結果となっています。
- ・利用目的については、「本を借りる」が93.9%と、利用目的の大半が本を借りる目的で図書館に足を運んでいます。

【課題】

- ▶おはなし会やイベントに参加すると回答した人が少ないことから、子どもと一緒に楽しめるおはなし会や、大人向けの講座などを工夫しながら実施するなど、普段、図書館を利用しない層に向けたアプローチ方法を検討する必要があります。
- ▶読み聞かせをしてあげたい本や子育て支援に関する本など、子どもだけでなく、大人も利用したいと思えるような魅力のある棚づくりを行いながら、図書館の整備・充実を図ることが重要です。



音声
コード

■子どもたちの読書活動を推進するにあたって必要なことについて

◇あなたは、どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか。

質問	子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする	親が子どもに読書をすすめたり、本を与えたりする	親自身が読書を楽しむ	親子で図書館や書店に行く機会を増やす	テレビやゲームの時間を減らす	電話、インターネットやメール、SNSをする時間を減らす
子どもたちが本を読むようになるには	65.7%	47.6%	64.5%	67.7%	27.9%	20.3%
	学校教育にもっと読書の時間を取り入れる	家で「読書の時間」をつくる	電子書籍に触れる時間を増やす	特にない／わからない	本を読む必要性を感じない	
	23.5%	30.1%	8.1%	1.7%	0.2%	

【回答結果】

- ・どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになるかについては、「親子で図書館や書店に行く機会を増やす」が67.7%と最も高く、次いで「子どもが小さいときから、親が本の読み聞かせをする」が65.7%、「親自身が読書を楽しむ」が64.5%となっており、家族で読書に親しむことが大切だと考えている保護者の割合が高くなっています。

【課題】

- ▶子どもが本に親しむためには、子どもを取り巻く周りの大人、特に保護者、教職員、保育者などの協力が必要不可欠となることから、大人に対しての読書啓発・情報提供の充実を図ることが重要となります。
- ▶保護者や周りの大人が本を読んでいる姿を見せることにより、子どもの自主的な読書習慣の形成につながるため、ブックスタート事業や家庭における乳幼児期からの読み聞かせなど、小さいころから大人とともに本に親しむ環境づくりが大切です。
- ▶子どもたちが、家庭でも本に親しめるよう、家での読書時間を推奨しつつ、読書を通じて親子が話題を共有できるような仕組みづくりが必要です。



音声
コード

Yomokka!(電子書籍)の導入

千代田区の読書調査では、電子書籍も本の定義に含めていますが、電子書籍で本を読む小学生の割合が増えてきています。その理由として、令和5年度から千代田区立小学校全8校で電子書籍読み放題サービス「Yomokka!(よもっか!)」の導入を進めたことが影響していると考えられます。一人につき一台のタブレット端末で電子書籍が読めるようになり、読みたい本や読んだ本を「自分の本だな」に格納できる機能によって、いつでも、どこでも本を読むことができる環境が整備されています。読書の記録を残せるだけでなく、電子書籍ならではの特性が様々な場面で活用されています。

授業では、クラス全員が同じ本を同時に読める利点を活かして、調べ学習や発表の際に電子書籍を使って本の内容やグラフ・写真を共有しています。また、図書室に行く時間がないときや、テストの余った時間などの隙間時間で気軽に本にアクセスでき、読書活動に充てる時間の確保を可能としています。

児童の視点では、人気の本でも返却を待たずにすぐ読める、写真や絵をズームしてじっくり見ることができ、普段読まないジャンルの本に触れられるなどが挙げられ、子どもたちの豊かな読書体験の一助となっています。



千代田Web図書館での取り組み

「千代田Web図書館」とは、パソコンやスマートフォンなどからインターネット上で電子書籍の貸出・返却ができるサービスです。図書館に来館することが困難な方でも、気軽に公共的な情報・知識にアクセスできる機会を提供することで、読書活動がより豊かなものになることを目的としています。

所蔵タイトル数は約11,752点(令和6年3月末現在)で、オーディオブックや読み上げ機能などの電子書籍ならではのコンテンツや、紙の本では所蔵が難しい英語の問題集などを所蔵し、あらゆる利用者が日常的に利用できる資料を用意しています。

時間や場所に制限されない電子書籍を活用することで、普段仕事や学校で忙しく来館できない現役世代や中高生世代のニーズに応えるサービスを提供していきます。

Chiyoda Web Library
千代田Web図書館

貸出券があれば
在住・在勤・在学の方

主な収録ジャンル
小説・料理・語学・ラノベ・旅行・
哲学・ビジネス・児童書・絵本など

PC スマホ タブレット
で電子書籍を閲覧

所蔵書籍 毎月更新

千代田図書館
オリジナル特集リスト
毎月更新!
児童・中高生向け
小説に料理など
ピックアップ

青空文庫
純文学
随筆
200
以上

雑誌読み放題サービス
TRC-DLマガジン
タイトル数

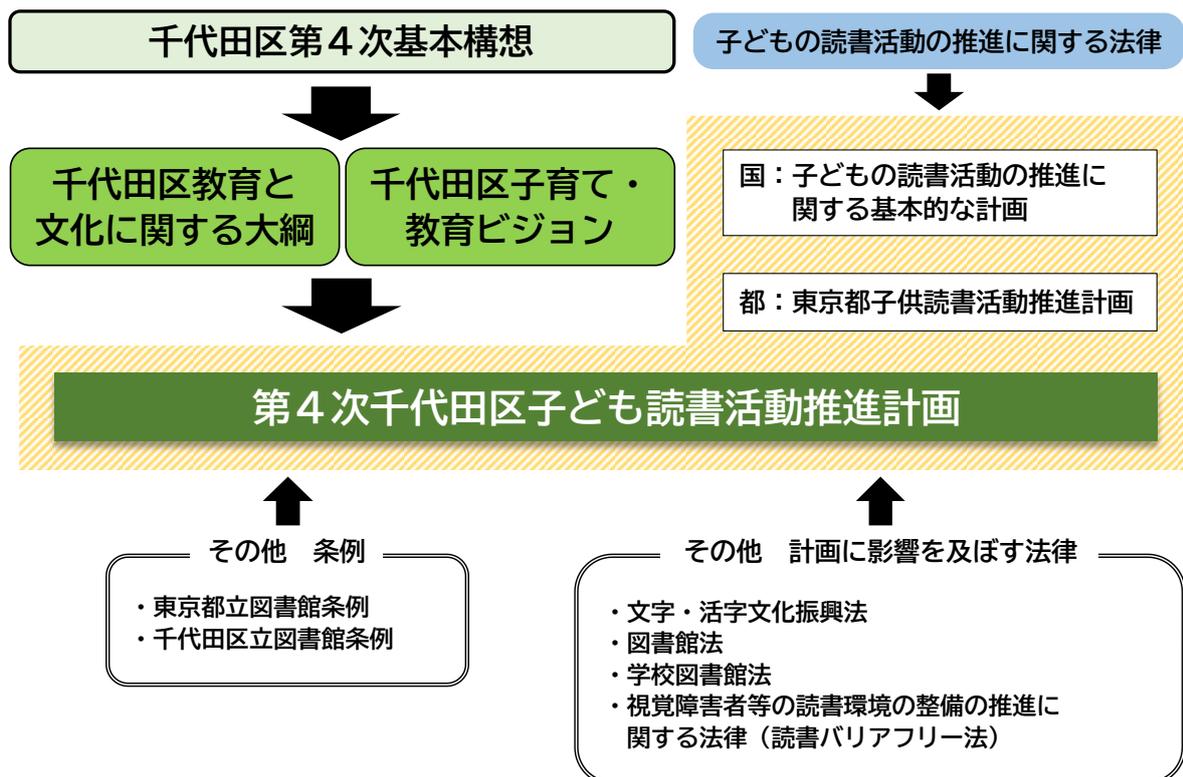
ご利用ガイド

音声
コード

第2章 第4次計画の基本的な考え方

1 計画の位置付け

第4次計画は、「千代田区第4次基本構想」を踏まえて千代田区教育委員会が策定した「千代田区子育て・教育ビジョン」に基づく個別計画のひとつであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づく計画として位置付けます。



2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの概ね5年間とします。

3 基本理念

「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」をめざす
～「本の街」千代田で暮らす子どもたちへ～

4 基本方針

第4次計画では、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現に向けて、4つの基本方針を設定します。

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

学校や図書館、地域での読書イベントやワークショップなど、本の世界を通じて子どもたちがわくわくしながら文字・活字に親しみ、豊かな読書体験ができる環境と機会を充実させ、知識や想像力、思いやりの心など、豊かな感性を育みます。また、ボランティアを含めた担い手の育成にもより一層力を入れていきます。

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

障害のある子どもや日本語指導を必要とする子ども、本のある場所に行きにくい子どもなど、多様な子どもたちが利用しやすい書籍（点字図書、拡大図書、録音図書、触る絵本、L型ブック、布の絵本、様々な言語の本を揃えた多文化対応等）や電子書籍を充実させ、本を読むことが困難な子どもにも本を楽しんでもらえるよう、読書におけるバリアフリー化を進めます。

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

スマートフォンやタブレットの普及により、社会では電子書籍やオーディオブックの利用が広がっています。この進化したデジタル技術を活用しながら、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するとともに、貴重な蔵書や絵本など、紙の書籍ならではの体験も大切にすることで、様々な環境や発達段階に応じた読書媒体を推奨していきます。そして、すべての子どもが好きな時に好きな場所で本に触れることができる環境を整備します。

基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

地域の各関係機関と連携して、大人も一緒に読書を楽しむことができる機会を創出し、子どもの最も身近な存在である保護者をはじめ、教職員や保育者等、子どもの成長に深く関わる大人たちのニーズの把握に努めながら、読書に対する意識向上を図ります。さらに、子どもの読書活動の推進に千代田区全体で取り組んでいくため、子どもの読書活動の意義や読書に関するイベント等の広報活動により一層力を入れていきます。



音声
コード

りんごの棚の設置

りんごの棚とは、「子どもは皆、本を必要としており、読書の喜びを体験する権利がある」という考えのもと、特別なニーズのある子どもたちのために設置される本棚です。

視覚障害・知的障害のある人や、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい人にとって利用しやすい様々な形式の資料を一つの場所に集めることで、子どもたちが自分に適した本を見つける手助けをします。

文字の読み書きが難しいディスレクシアの場合には、内容を理解しやすいように写真やピクトグラムを用い、ふりがなや短い文章を使うなどの工夫がされた「LLブック」、音声を聞きながらテキストや画像を見ることが出来る「マルチメディアデイジー図書」などを使って本を読むことができます。

りんごの棚には、点字がついた絵本、さわる絵本、布の絵本、大活字本などに加え、大人向けに子どもをサポートするための様々な障害に関する資料やサービスの情報を用意しています。



紙書籍と電子書籍それぞれの特性

「紙書籍」と「電子書籍」それぞれの特性を活かし、読書の目的やシーンによって使い分けをすることが大切です。

紙書籍の特性は、紙の触り心地や本特有のにおいなど、感覚的な面があり五感を通じて本と接することができます。

また、ページを行き来しながらじっくり読めるため、深く学んだり内容をしっかり記憶したりするのに紙書籍が適していると感じる場合があります。

電子書籍の特性は本棚等の置き場所をとらず、タブレット端末などを用いて、多くの書籍を手軽に持ち運ぶことができます。

また、日常の生活が忙しく、読書をする時間がとれない方にとって、いつでもどこでも読みたい本をその場ですぐに読むことができるアクセスの良さに特化しています。

加えて、文字の拡大や色の変更、音声読み上げなどの機能が活用できることも、電子書籍のメリットと言えます。



音声
コード

5 読書に関する発達段階ごとの特徴

読書に関する発達段階ごとの特徴について、以下のような傾向があります。

※文部科学省が公表している「子供の読書活動推進に関する有識者会議 論点まとめ」(平成30年3月)より一部引用

① 就学前の時期（おおむね6歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね6歳から12歳まで）

- ・低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。
- ・中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子供とそうでない子供の違いが現れ始める。読み通すことができる子供は、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。
- ・高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12歳から15歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、子どもの発達段階に応じた切れ目のない読書活動の支援を行うことが重要です。

特に乳幼児期において、保護者や周囲の大人等による読み聞かせを通じて、言葉や本を読む面白さを覚えることで感性が磨かれます。子どもが自主的に読書に親しめるよう、この時期からの読み聞かせの積み重ねや子どもを取り巻く周りの大人たちが一緒に読書を楽しめる環境づくりが大切です。

また、多忙な生活や環境の変化により、読書活動から遠ざかる傾向のある中高生については、自分の進路や今後の生き方を考えるうえで読書活動が支えとなります。将来のことに対して指針となるような適書と出会えるよう、豊富な読書の機会を提供することが必要となります。

ただし、読書活動に対する興味や関心には個人差があるため、一人ひとりの子どもの特徴に合わせた読書活動の推進に留意する必要があります。

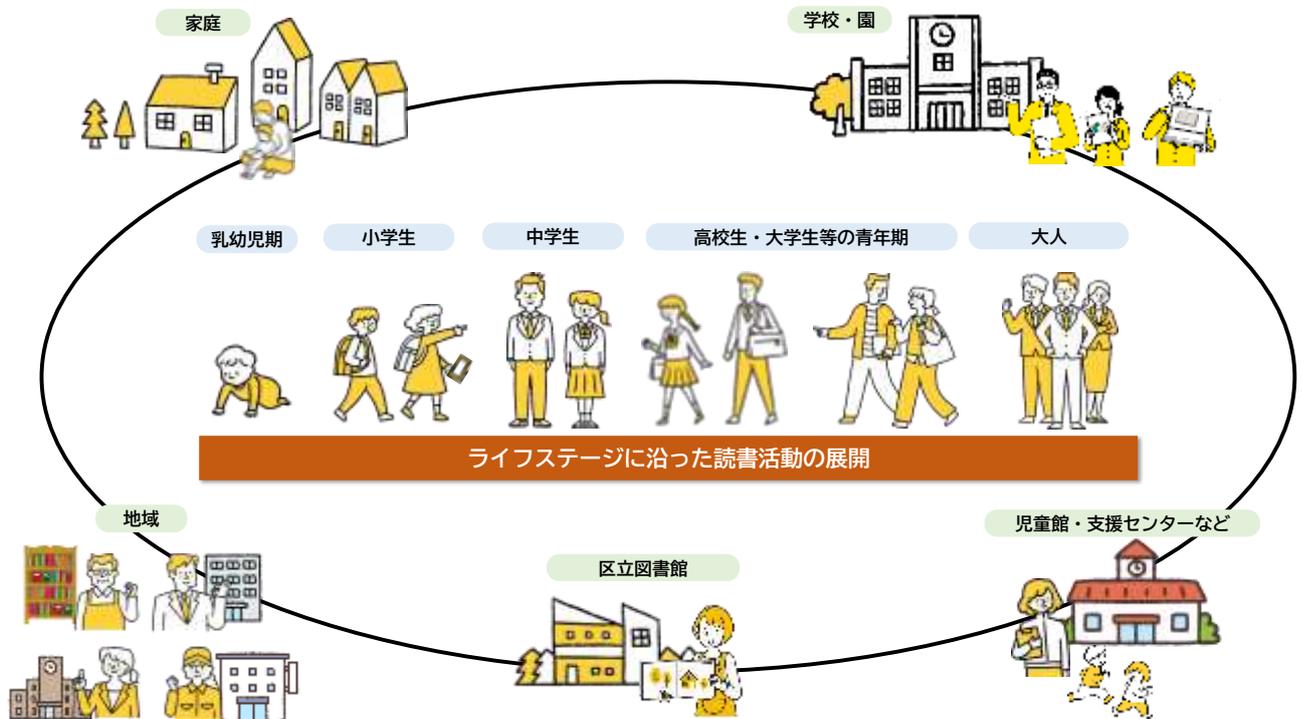
音声
コード

6 施策の担い手

(1) ライフステージに沿った読書活動の展開

子どもは普段の生活の中で、親、きょうだい、友人、先生、身近な大人など、ライフステージにおいて様々な人の影響を受けています。

子どもが自ら読書に親しみ、読書を楽しめるようにするためには、このような子どもを取り巻く保護者や地域の人など、子どもと本を結びつける担い手の役割が不可欠となります。



(2) 担い手の役割

子どもの読書活動を支える担い手の役割として、例えば、〈家庭〉では、乳幼児が最初に本と出会う場所となり、子どもの読書習慣を形成する上で、非常に大切な役割を担っています。

また、読み聞かせや保護者が子どもの頃に読んでいた本について話をするなど、自然と読書との接点が生まれます。

〈学校・園〉では本の読み聞かせや、子どもの発達段階に応じた蔵書の充実、教職員と子どもの間で本やその感想を共有することにより、子どもへの読書活動の推進が可能となります。また、児童・家庭支援センターや児童館など、子どもの居場所となる公共施設においても、子どもと本をつなぐ役割が期待されます。

〈区立図書館〉では、ブックスタートとフォローアップを通じた本との出会いの提供に始まり、年代別に子どもが興味を持つ本の紹介コーナーを設けることや、本にまつわる親子イベントを開催することにより、子どもも大人も対象とした読書活動の推進が可能となります。また、四番町図書館のリニューアル開館が今後予定されており、児童サービスの拠点施設としての環境整備が行われます。

〈地域〉では、ボランティアや協力団体による子どもの読書活動への積極的な支援が重要であり、千代田区の特性としての書店・古書店街や出版社・新聞社、大学の存在も大きな力となります。

音声
コード

(3) 担い手同士の連携

子どもは日々の生活の中で様々なものを見ることや、感じることで成長しており、その成長には周りの環境が大きな影響を与えます。

そのため、学校・園、図書館が実施する読書活動推進に関する施策に加え、家庭や地域における役割が重要となってきます。とりわけ、地域の書店や古書店、出版社・新聞社との連携は、千代田区ならではの強みであると言えます。

子どものライフステージに沿ったきめ細かな支援を、家庭、学校・園、区立図書館、地域など、すべての人を担い手として捉え、千代田区全体でつながり合いながら、読書活動を推進していきます。

7 めざすべき目標

第4次計画における取組みを様々実施することにより、基本理念である「すべての子どもが読書を通じて、豊かな人間性を育むことができるまち」の実現をめざします。

基本理念を実現するためには、子どもたちの読書に対する意識向上がなによりも重要であると考えます。本計画を推進するにあたり、読書時間の確保や読書に対する意識の変化等を測定するため、次のとおり指標を設定します。

	指 標	現状※		令和11年度の目標
1	本を読むのが好きな児童・生徒の割合	小学生	82.9%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	71.7%	
		高校生	76.7%	
2	調査実施の前月に本を1冊も読まない児童・生徒の割合	小学生	3.6%	0%をめざし 現状より 減らす
		中学生	16.3%	
		高校生	42.5%	
3	大切な本や忘れられない本がある児童・生徒の割合	小学生	68.1%	100%をめざし 現状より 増やす
		中学生	61.0%	
		高校生	75.0%	
4	多様な子どもたちのための資料の充実	区立図書館5館の総数	490点	現状より 充実させる
		学校図書館11校の総数	1,327点	
5	千代田Web図書館の児童・生徒向けコンテンツ数の充実	1,146点		現状より 充実させる
6	乳幼児向けおはなし会の参加人数	1,341人		1,500人
7	子どもから大人までを対象としたイベント・講座等の実施件数	18件		25件

※1～3の現状について、小学生と中学生は千代田区子ども読書調査結果の令和5年度実績、高校生は令和6年度実績を記載。高校生向け調査は令和6年度より開始したため、調査時期が異なる

※4、6～7の現状について、全て令和5年度実績

※5の現状について、令和6年10月末現在を記載

※7について、子ども（乳幼児～中高生）、親子、子どもをサポートする大人たちを対象としたイベント・講座等の実施件数とする

音声
コード

第3章 第4次計画における主な取組み

基本方針① 豊かな読書体験ができる環境と機会の充実

1 図書館でのイベントや講座・講演会の実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>通年での実施のほか、「こどもの読書週間」や夏休み・読書の秋に合わせ、乳幼児から大人までの各年代に向けたイベントや講座・講演会を、対面やオンラインの方法により区立図書館で実施し、豊かな読書体験や読書にまつわる創作活動を提供します。アンケート結果等を参考に企画し、実施していきます。</p>	<p>乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>

2 本の街 千代田の特長を活かした取組み

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区の持つ文化的・歴史的な魅力をアピールする取組みや、地域と連携した取組みを実施します。例えば、ジュニア文学賞の募集、書店や古書店などと連携した街歩きツアー、出版社や新聞社、印刷・製本所の社会科見学など、千代田区ならではの特長を活かし、子どもたちに本にまつわる様々な体験を提供します。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等</p>	<p>拡充</p>

3 ボランティアなど人材の育成・活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>読み聞かせボランティア講座などの開催によりボランティアを育成し、ボランティア団体へとつなげます。</p> <p>また、区内大学の学生による絵本の読み聞かせやおすすめ児童本の紹介など、大学との連携協力をより一層進めます。</p> <p>今後リニューアル開館が予定されている四番町図書館では、ボランティア団体や地域活動団体の交流・活動支援を積極的に行っていくことをめざします。</p>	<p>高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>

4 図書館における新たな読書空間の創設

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館(千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館)における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館における新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

基本方針② 多様な子どもたちに寄り添った読書環境の充実

1 「りんごの棚」の設置

取組み内容	主な対象	今後の方向性
特別なニーズのある子どもを対象とした、アクセシブルな資料の本棚である「りんごの棚」を設置する区立図書館と区立学校を増やし、アクセシブルな資料を充実させていきます。 ※「りんごの棚」については、17ページのコラムを参照	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	拡充

2 外国語の絵本の展示や読み聞かせイベントの実施

取組み内容	主な対象	今後の方向性
板橋ポローニャ絵本館の所蔵本など、各国の言語で書かれた絵本を区立図書館に展示するほか、区内大使館等と連携し、外国語による読み聞かせなどのイベントを行います。	幼児 小学生	継続

【りんごの棚】



音声
コード

3 本のある場所に行きにくい子どもへの支援

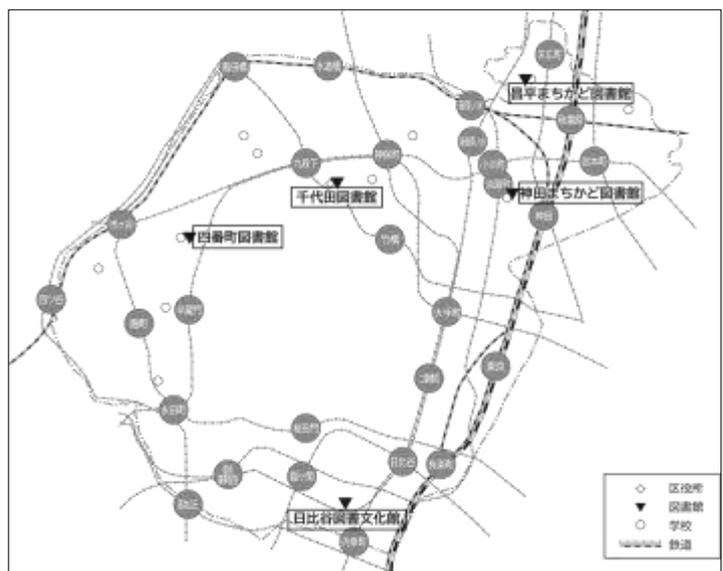
取組み内容	主な対象	今後の方向性
図書館に行きにくい子どもや入院している子どもなどへのアウトリーチサービスに取り組みます。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等	新規

4 図書館における新たな読書空間の創設（再掲）

取組み内容	主な対象	今後の方向性
区立図書館（千代田図書館、四番町図書館、日比谷図書館文化館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館）における5館それぞれの機能分担を考慮し、それぞれの図書館の立地特性や利用者ニーズを踏まえながら、図書館における新たな読書空間を創設します。	乳幼児 小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	新規

5 ICTを活用した読書環境の充実

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>多様な子どもたちの読書環境を充実させるため、例えばスマートスピーカー（声で操作して図書の検索やオーディオブックの利用などができる機器）を用いたサービスの提供など、最新のICT技術の活用について調査・検討していきます。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもや、紙に印刷された一般的な本を読むことが難しい子どもなど、多様な子どもたちの読書環境が充実 	小学生 中学生 高校生・大学生等 大人	調査・検討



【区立図書館5館地図】

音声
コード

基本方針③ 紙書籍と電子書籍を活用したハイブリッドな読書環境と機会の提供

1 貴重資料のデジタル化推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>次世代を担う子どもたちが文化や歴史に親しむ機会を創出するため、日比谷図書文化館で所蔵する貴重な図書や絵図などをデジタル化して公開することにより、「いつでも、どこでも、だれもが」気軽に閲覧できるようにします。</p> <p>デジタル化したコンテンツは、学校等の教育現場や、区立図書館でも活用していきます。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>新規</p>

2 図書館のDX化の推進

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>例えば、東京都立図書館などで提供されている仮想本棚機能（図書館の所蔵資料が本棚に並んでいるように疑似的に表示される）や、顔認証を活用した貸出処理など、デジタル技術を活用して区立図書館のDX化を推進していきます。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館利用者の利便性の向上 ・図書館利用者へのサービスの向上 	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>調査・検討</p>

基本方針④ 身近な大人への読書に対する意識啓発と広報の推進

1 はじめての人が学べる読み聞かせ講座

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>絵本や紙芝居の「読み聞かせ」について、対象を保護者に限定せず、学生からシニアの方まで、本の選び方から読み方のコツなどの基本が学べる講座を開催します。</p>	<p>高校生・大学生等 大人</p>	<p>継続</p>

2 SNSを活用した情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>千代田区公式LINEと連携して、図書館や読書に関する情報発信を積極的に行っていきます。</p> <p>また、区立図書館公式YouTube内でも、大人や子どもの読書活動推進につながるコンテンツを公開していきます。公式YouTubeはまだ認知度が高いとは言えないため、例えば地域福祉交通「風ぐるま」内で動画を流すなど、積極的に周知活動を行います。</p>	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>拡充</p>

音声
コード

3 新たなSNSの活用

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区立図書館では、Facebook、YouTube、X（旧Twitter）といったSNSを活用して情報発信を行っていますが、多くの人にとって身近なツールであるLINEやInstagramについて図書館公式アカウントの開設を検討します。</p> <p>【期待される効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館の利用促進 ・開館状況の確認、貸出券の表示など利便性向上 ・蔵書検索やおすすめ本の表示など、本を見つけやすくなる 	<p>小学生 中学生 高校生・大学生等 大人</p>	<p>調査・ 検討</p>

4 学校への情報発信

取組み内容	主な対象	今後の方向性
<p>区立学校については、校内の子どもや保護者の目につく場所に掲示板を設置し、区立図書館や学校図書館からのお知らせを掲示します。あわせて、デジタルデバイスを活用した情報発信も行っていきます。</p> <p>私立学校については、図書館のメールマガジンなどを通じて情報を発信します。</p>	<p>小学生 中学生 高校生 大人</p>	<p>拡充</p>

音声
コード

参考資料

1 千代田区子ども読書活動推進会議名簿

	氏名	所属等
学識経験者	野口 武悟	◎ 専修大学文学部 教授
	鴫田 拓哉	共立女子大学文芸学部 教授
	庭井 史絵	青山学院大学教育人間科学部 准教授
	酒井 邦嘉※	東京大学大学院総合文化研究科 教授
教育委員会が必要と認めるもの	青木 裕子	フリーアナウンサー 保護者関係者
児童出版・書店関係者	平瀬 律哉	ポプラ社 こどもの学び本部 本部長
	石川 剛	読売KODOMO新聞 編集長
	岡本 光晴	日本児童図書出版協会 会長
	早川 淳	早川書房 副社長
	茅野 由紀	Book House Cafe 店長
読書推進団体関係者	澤村 智子	ちよだ・おはなしひろば代表
区内学校等関係者	難波 明夫	九段小学校長
	堀越 勉	麴町中学校長
	野村 公郎	九段中等教育学校統括校長
	小宮 三枝子	麴町保育園長
	木村 恭子	麴町幼稚園長
	倉掛 秀人	千代田せいが保育園長
行政関係者	佐藤 尚久	○ 地域振興部 文化スポーツ担当部長

◎:会長 ○:副会長 ※第3回千代田区子ども読書活動推進会議まで (敬称略・18名)

<オブザーバー>

行政関係者	加藤 伸昭	子ども部 教育政策担当課長
	湯浅 誠	子ども部 子ども支援課長
	吉田 啓司	子ども部 児童・家庭支援センター所長
	上原 史士	子ども部 指導課長
	高橋 昌弘	地域振興部 商工観光課長
図書館関係者	後藤 慎治	千代田ルネッサンスグループゼネラルマネージャー
	神田 守章	千代田図書館 読書振興センター長
	栗田 孝子	四番町図書館長

(敬称略・8名)

2 千代田区子ども読書活動推進会議設置要綱

令和5年8月1日5千地文振発第196号

令和5年11月27日5千地文振発第383号

(目的)

第1条 千代田区子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)について、進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等を行い、計画の一層の推進を図るとともに、計画の改定について検討するため、千代田区子ども読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の進行管理、実績評価、関係機関との連絡、調整等に関する事。
- (2) 計画の推進に関する事。
- (3) 計画の改定に関する事。
- (4) その他推進会議が必要と認めた事。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、千代田区教育委員会が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童出版・書店関係者
- (3) 読書推進団体関係者
- (4) 区内学校等関係者
- (5) 行政関係者
- (6) その他教育委員会が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により学識経験者のうちから決定する。
- 3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員の任期の始期において最初に招集すべき推進会議は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、地域振興部文化振興課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和5年8月4日から施行する。
(千代田区読書活動推進連絡会設置要綱の廃止)
- 2 千代田区読書活動推進連絡会設置要綱(平成19年12月1日19千区文発第385号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年11月28日から施行する。

3 千代田区の子どもの読書に関わるデータ

4 千代田区子ども読書調査の概要

5 計画の策定経過

6 子どもの読書活動の推進に関する法律

7 文字・活字文化振興法

ほか

音声
コード

公益通報制度による行政監察員からの報告及び再発防止措置について
(投票所廃棄物の回収等に関する委託業務契約等について)

令和6年9月5日付けで、行政監察員から区選挙管理委員会の事務に関し、職員等公益通報条例に基づく通報を受理したとの報告があり、その後、調査結果の報告がありました。

区長から区選挙管理委員会に対し報告の内容を通知するとともに、同委員会では当該報告を踏まえ、下記のとおり再発防止のための措置を講じました。

1 通報内容

- (1) 令和6年7月7日執行の東京都知事選挙の投開票事務において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）が必要とする許可を受けていない事業者Aに各投票所で発生した一般廃棄物を本庁舎に収集・運搬させたことは廃掃法違反ではないか（以下「通報①」という。）。
- (2) 本庁舎へ運搬させた一般廃棄物を処理場へ運搬する業務を委託した事業者Bに対し、千代田区一般廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「区条例」という。）等で定める手数料を超えた金額を支出したことは区条例違反ではないか（以下「通報②」という。）。

2 行政監察員の調査結果の概要

(1) 通報①について

事業者Aが物品を回収・運搬したことは、廃掃法に違反すると判断することはできない。

理由：廃掃法上の「廃棄物」であったと認定することはできない。

(2) 通報②について

事業者Bとの間で締結した契約は、区条例に違反するものといえる。

理由：区条例では、一般廃棄物の収集及び運搬に係る廃棄物処理手数料の原則的な金額を1キログラムあたり46円と定めている。本件の委託契約書には当該手数料の記載はない。他方、請求書等の記載から本件の1キログラムあたりの手数料は330円となる。

事業者Bによれば、上記手数料は上限の範囲内で積算しており、請

求金額の残額は分別作業費等に対する料金とのことであり、実質的にみれば区条例に違反するものではない。

しかし、東京二十三区清掃協議会作成の手引によれば、上記手数料とは別に料金を徴収する場合には契約書に当該料金を明記しなければならないとされているが、本件の契約書等には、積算根拠ないし内訳が明示されていない。

3 通報②に対する再発防止措置について（区選挙管理委員会）

(1) 事務マニュアルの改訂

選挙執行に関する事務マニュアルにおける本件事務処理の部分において、関連法規を明記するとともに、今回の指摘を踏まえた内容に改定する。また、本件事務処理以外の部分についても改めて事務マニュアルを点検する。

(2) 管理体制の強化

適切に事務処理が遂行されるよう、事務処理をチェックする職員においても今回の指摘を踏まえて、今後の事務管理を行う。

(3) その他

令和6年10月27日執行衆議院議員選挙における当該契約については、行政監察員による調査過程において既に指摘を受けていたため、是正し、事務処理を行っている。

旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家 I 期施設の建物解体について

1 概 要

旧箱根千代田荘及び軽井沢少年自然の家 I 期施設は、それぞれ平成 29 年度一般会計予算に対する附帯決議等を受け、再活用に向けた検討を進めてきた。

しかしながら、箱根千代田荘については、既存建物を残したままの活用が、軽井沢少年自然の家 I 期施設については、教育目的による活用が困難であるとの結論に至っている。

このため、改めてそれぞれの施設について庁内需要を調査し、検討した結果、建物については活用の見込みがないことから、建物を解体することとする。

2 経 緯（令和 6 年）

2 月	文教福祉委員会	軽井沢少年自然の家の教育目的による活用断念の旨報告
9 月	需要調査	建物の活用に関する需要なし
11 月	企画総務委員会	旧箱根千代田荘の既存建物の活用困難の旨報告
	需要調査	建物の活用に関する需要なし
12 月	首脳会議	両施設の解体方針を決定。土地活用策は引き続き検討。

3 参 考

維持管理経費（令和 5 年度決算）

旧箱根千代田荘	軽井沢少年自然の家 I 期施設
約 700 万円	約 850 万円

4 その他

- ・ 令和 7 年度当初予算に建物の解体設計経費を計上見込み

千代田区災害対策事業計画の改定について

1. 千代田区地域防災計画との関連

- ▶ 千代田区地域防災計画
 - ・ 区内の防災関係機関で構成される千代田区防災会議が、災害対策基本法第 42 条に基づき策定している計画です。
 - ・ 効果的な災害対策の実現のため「減災目標」を掲げ、その達成に向けた各機関の防災施策を定めています。
- ▶ 千代田区災害対策事業計画
 - ・ 千代田区災害対策基本条例第 20 条に基づき策定している計画であり、千代田区地域防災計画の下位に位置付けられています。
 - ・ 千代田区地域防災計画に定められた防災施策のうち、区が主体となって実施するものについて、総合的・計画的に推進することを目的としています。
 - ・ 「減災目標」の達成に向けて、より具体化・細分化した「減災に向けた施策目標」を設定し、それらに基づく各種取組を掲載しています。

2. 改定経緯

現行計画の計画期間が平成 30 年度から令和 6 年度までであり、今年度で満了となることから、計画の改定を行います。なお、次期計画の期間は令和 7～11 年度の 5 か年度とします。

3. 改定素案について

改定素案の作成にあたり、見直し・追加等を行った内容は主に以下のとおりです。

(1) 「1 千代田区の現状・特性と課題」【3～6 頁】

現行計画で「1 千代田区の特性と課題」としていた部分について、「1 千代田区の現状・特性と課題」に見出しを変更しました。また、記載内容についても、現状・特性とそこから導き出される区の課題、それらを解決するための取組みという関係性が分かりやすくなるよう、修正を行いました。

また、昨今の気候変動と防災・減災との関係性について、トピックとして記載しました。

(2) 「減災に向けた施策目標」の見直し【7～8 頁】

現行計画で掲げていた「減災に向けた施策目標」について、主に以下 2 点について見直しを行いました。

- ① 「室内の防災対策の促進」については、実際の取組み内容を基に「普及啓発活動の推進」に統合しました。
- ② 姉妹提携都市をはじめとした他自治体や、民間事業者及び区内大学等との間における更なる連携を推進するため、「他自治体及び事業者等との連携」を新たに追加しました。

(3) 千代田区地域防災計画の修正等への対応【9頁】

- ① 現行計画の策定以降に行われた千代田区地域防災計画の修正において新たに定められた災害対策について、追加を行いました（個別避難計画の作成、DXを活用した帰宅困難者対策における各種取組など）。
- ② 総合防災情報システムの導入に伴い、事業名「災害時における情報提供手段・通信手段の整備」の新たな取組事項として追加しました。また、事業名「各種訓練の実施」についてシステムの活用を前提とした記載に修正したほか、施策目標（2）「普及啓発活動の推進」における新たな取組みとして「千代田区防災ポータルを活用した普及啓発」を追加しました。
- ③ 普及啓発活動をより一層推進していくため、新たな取組事項として「防災イベントの実施」や「防災備蓄品の紹介」を追加しました。

(4) 目標設定事業【15～19頁】

計画中に記載する事業のうち、具体的な目標や取組みを設定できる事業を「目標設定事業」とし、より効果的な推進を図るため、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました。該当事業は以下のとおりです。

- ① 道路・橋梁の耐震補強及び補修等【道路公園課】
- ② 公園・児童遊園の整備【道路公園課】
- ③ マンション安全・安心整備【コミュニティ総務課】
- ④ マンション防災計画等の策定支援【コミュニティ総務課】
- ⑤ 電線類地中化の推進【道路公園課】
- ⑥ 帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備【災害対策・危機管理課】
- ⑦ DXを活用した帰宅困難者対策【災害対策・危機管理課】
- ⑧ 避難確保・浸水防止計画作成の促進等【災害対策・危機管理課】

(5) 千代田区災害対策事業計画（平成30～36年度）の振り返り【28～44頁】

現行計画である千代田区災害対策事業計画（平成30～36年度）において、「減災に向けた施策目標を達成」するための主な取組みとして定めていた事項について、その取組み成果及び今後の課題などを記載しました。

4. 今後のスケジュール

時期	内容
12月	首脳会議（素案の確定）
	議会報告（進捗報告及びパブリックコメントの実施について）
1月	パブリックコメントの実施
2月	議会報告（パブリックコメント実施結果について）
3月	千代田区災害対策事業計画の改定

千代田区災害対策事業計画

(令和7～11(2025～2029)年度)

令和 年 月
千代田区

目 次

I 計画の目的と位置付け

1	計画策定の目的	1
2	計画の性格	1
3	計画の位置付け（千代田区地域防災計画との関係）	1
4	計画改定にあたって	1
5	計画期間	2

II 計画の概要

1	千代田区の現状・特性と課題	3
2	減災に向けた施策目標	7
3-1	各施策目標における取組み	9
3-2	目標設定事業	15

III 参考資料

1	千代田区の被害想定（都心南部直下地震）	20
2	千代田区災害対策基本条例	21
3	前計画の振り返り	28

I 計画の目的と位置付け

1 計画策定の目的

千代田区は、官庁街やビジネス街を抱え、政治・経済の中心として発展してきました。現在は約 36,000 社の事業所が集中し、区民約 6.9 万人に対して約 90 万人の昼間区民が活動するという、他に類を見ない地域特性を持ったまちです。

区民及び昼間区民の生命・財産・生活を災害から守り、災害が発生した際には速やかに応急体制を確立し、確かな復興を実現する責務が区には課せられています。そうした中で、区は平成 18 年 3 月に千代田区災害対策基本条例（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、上述の地域特性を踏まえ「自助」「協助*」「公助」を千代田区における防災の基本理念とし、区や事業者、区民等の果たすべき責務を掲げています。

また、千代田区第 4 次基本構想では、「やすらぎを感じ、安心して快適に暮らせるまち」をめざすべき分野別の将来像として掲げ、その実現に向けて「地域特性を踏まえた強靱な都市基盤や災害に備えた体制のもとで、安心して暮らすことができます。」をめざすべき姿として示しています。

関係法令や基本構想に基づき、災害対策を総合的・計画的に推進していくため、本計画を策定しました。

※ 協助：多くの昼間区民や事業者等を抱える千代田区において、従来の防災の基本理念である「共助」に代わる新たな防災の基本理念として、条例で掲げているもの

2 計画の性格

本計画は、区の災害対策を着実に推進するため、現時点で必要と判断した予防、応急、復興対策までを視野に入れた総合的な計画です。

3 計画の位置付け（千代田区地域防災計画との関係）

区や防災関係機関で構成される千代田区防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、千代田区地域防災計画を策定しています。

本計画は、千代田区地域防災計画に定められた様々な施策のうち、区が主体となって実施する施策をまとめたうえで、具体的な取組みや目標等を定めるもので、条例第 20 条に基づき策定しています。

4 計画改定にあたって

1) 千代田区地域防災計画の修正を踏まえた見直し

前計画の策定からこれまでの間に行われた千代田区地域防災計画の修正内容を踏まえ、各施策目標において取り組む事業の追加など、必要な見直しを行いました。

2) 目標設定事業

具体的な目標や取組みを設定できる事業については「目標設定事業」とし、より効果的な取組推進を図るため、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました。

5 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

なお、本計画は社会情勢の変化に即応し、必要に応じて修正を加えるとともに、目標年次以降も継続して災害対策を推進していきます。また、各目標設定事業の進捗状況を年度ごとに確認し、進行管理を行います。

Ⅱ 計画の概要

1 千代田区の現状・特性と課題

千代田区の災害対策における現状・特性とそれらを踏まえた課題は、主に以下のとおりです。

1) マンション居住者に向けた対策

➤ 現状・特性

千代田区は、区民のおよそ 85%がマンションや共同住宅に居住しているという特性があります。特にマンションについては、エレベーターの安全対策や各家庭における備蓄など固有の課題があり、区ではこれまでも、公益財団法人まちみらい千代田と連携しながら取り組んでいます。

➤ 課題

マンションにおける防災対策を推進するため、マンション防災計画の策定支援や、エレベーターの安全対策、備蓄の向上等の促進に、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

2) 帰宅困難者対策

➤ 現状・特性

千代田区は、人口を大幅に上回る約 90 万人の昼間人口が存在する地域であり、都心南部直下地震が発生した場合、約 59 万人の帰宅困難者が発生すると予測されています[※]。区では、この帰宅困難者対策を都心区としての重要課題ととらえ、区内事業所との協定締結による帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備などの取組みを進めています。

※ 首都直下地震等による東京の被害想定報告書（令和 4 年 5 月 東京都防災会議）による

➤ 課題

帰宅困難者等一時受入施設について、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

また一方で、帰宅困難者対策はその発生を抑制していくことも重要であり、「一斉帰宅の抑制」の徹底を図っていくことが必要です。そのためにも、区民・昼間区民に向けた周知啓発や、事業所に向けた備蓄物資購入費用の助成などにも引き続き取り組んでいく必要があります。

3) 迅速な復旧・復興に向けた取組み

➤ 現状・特性

千代田区は、首都東京の中心地として、都市機能が高度に密集した地域です。そのため、本区の迅速な復旧・復興は、国の政治・経済の復旧に多大な影響を及ぼすと考えられます。

区では、災害時に発生したがれきなどの廃棄物（災害廃棄物）の迅速かつ適切な処理などを目的として、千代田区災害廃棄物処理計画を令和 4 年度に策定しました。

➤ 課題

今後は、災害時の都市復興を円滑に始動するため、事前復興計画の策定に取り組む必要があります。

4) 情報提供・収集手段のデジタル化

➤ 現状・特性

東日本大震災、熊本地震及び能登半島地震をはじめとする大規模震災や、近年頻発する豪雨災害により、発災時に正確な情報を発信することの重要性が再認識されてきました。区はこれまで、区民や帰宅困難者への情報提供手段として防災行政無線や区ホームページ・SNS、安全・安心メール等を整備してきました。

また令和6年度には新たな取組みとして、総合防災情報システム^{※1}及び本システムと連携した防災ポータルサイト・防災アプリ^{※2}の構築を行いました^{※3}。

※1 総合防災情報システム：火災や建物倒壊等の被害情報や避難所の開設状況などの災害情報を一元的に集約・管理するシステム。

※2 防災ポータルサイト・防災アプリ：総合防災情報システムと連携し、災害情報をリアルタイムで発信する。また、防災アプリではプッシュ型の情報発信も行う。

※3 いずれも令和7年度運用開始予定。

➤ 課題

総合防災情報システムの導入により、これまでの課題であった多様な情報提供・収集手段の確保については、一定の対応を行うことができています。一方で、今後は本システムを活用した訓練の実施による職員の習熟度向上や、防災ポータル、防災アプリをはじめとする情報提供手段の利用率向上に向けた周知啓発に取り組んでいく必要があります。

5) 普及啓発の取組み

➤ 現状・特性

千代田区における防災の基本理念は「自助」「協助」「公助」ですが、区民が自ら備蓄を行ったり、防災知識を身に着けたりする「自助」の取組みが最も基本的かつ重要となります。

区では「自助」を推進するため、防災パンフレットの配布や防災週間展示などを通じた普及啓発に取り組んできました。一方で、令和5年度に実施された第50回千代田区民世論調査では、3日分の備蓄を行っている区民の割合は飲料水が約53%、食料品が約49%、携帯トイレが約30%と低い割合にとどまっています。

➤ 課題

「自助」を推進するため、更なる普及啓発の取組みが必要となっています。

6) 職員の災害対応力向上

➤ 現状・特性

区内で大規模災害が発生した場合に設置される千代田区災害対策本部は、現在26の班に分かれており、災害対応を円滑に実施するためにはそれぞれの班の業務内容に応じた実践的な訓練が不可欠です。区では、年に一度災害対策本部運営訓練を実施し、職員の対応力向上に取り組んでいます。

また、区外に居住する職員が非常に多いという特性があることから、夜間・休日に災害が発生した場合の指揮命令系統を確保するため、職務住宅の整備などを行っています。

➤ 課題

総合防災情報システムが新たに導入されたことを踏まえ、災害対策本部運営訓練を通じた職員の習熟度向上に取り組んでいく必要があります。

7) 建築物等の耐震・耐火

➤ 現状・特性

耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震改修等を行う場合の費用助成を行っており、概ね耐震化が完了しています。

また耐火については、千代田区は建物の不燃化が進んでおり、地震による大規模な延焼火災の危険性が低いことから、東京都より区内全域について「地区内残留地区」の指定を受けています（平成15年2月）。

➤ 課題

概ね対応は完了していることから、今後は普及啓発の取組みを継続していく必要があります。

8) 要配慮者[※]対策の必要性

➤ 現状・特性

高齢者人口の増加もあり、要配慮者対策の必要性が増しています。また、皇居や秋葉原地区を訪れる外国人観光客も多く、災害時の外国人への対策も必要です。

区では、高齢者等に向けた取り組みとして個別避難計画の作成や福祉避難所の整備などを、外国人対策としては各種情報提供手段やパンフレット類の多言語化を進めています。

※ 要配慮者：高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人などの防災上特に配慮を要する者

➤ 課題

福祉避難所の整備について、備蓄スペース確保などの課題解消に向けて施設側と引き続き連携して取り組んでいく必要があります。

9) 大学等との連携

➤ 現状・特性

千代田区内には多くの大学、短大、高等学校、専修・各種学校等があり、一部の大学とは災害時における施設の一時提供や学生ボランティアの育成等の連携に関する協定を締結しています。

➤ 課題

今後もより多くの学校等と協力体制を構築していく必要があります。

また、協定に基づく災害対応を実効性のあるものにするため、災害ボランティアセンター等とも連携した実践的な訓練を重ねていくことも重要です。

10) 避難所における電源確保

➤ 現状・特性

災害時に電力の供給が停止した場合に備え、避難所において、非常用電源の配備を進めています。

➤ 課題

避難所における電源確保について、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。その際、区が掲げる「2050 ゼロカーボンちよだ」[※]との両立を鑑み、公共施設での再生可能エネルギー、蓄電池や蓄電池として活用できる電気自動車等の導入を進めるとともに、事業者や区民等に対してもこれらの設置について啓発し、普及を促すことが重要です。

※ 千代田区は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「2050 ゼロカーボンちよだ」を掲げ、区全体で二酸化炭素排出量の削減および脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

11) 風水害

➤ 現状・特性

千代田区における風水害としては、主に河川の洪水や高潮による被害が想定されます。また、短時間で多量の雨が降ったことにより下水道の排水処理能力を超えてしまうと、河川等に排水できなくなった雨水が逆流してマンホール等から溢れてしまう、内水氾濫の危険性もあります。加えて、区内に多数存在する地下空間への雨水流入も懸念されます。

区では、千代田区ハザードマップを通じた風水害に関する周知啓発に取り組んでいます。また水防法に基づき、各種浸水想定区域等内に位置する地下街等や要配慮者利用施設を地域防災計画上で指定し、避難確保・浸水防止計画の作成等を働きかけています。

➤ 課題

避難確保・浸水防止計画等の作成について、現状の達成率を鑑み、より一層の推進に取り組む必要があります。

また、昨今の気候変動に伴いゲリラ豪雨が頻発していることから、豪雨時の情報提供・収集に向けた取組みも進める必要があります。

12) 富士山降灰

➤ 現状・特性

千代田区における火山噴火の影響としては、富士山が噴火した際の降灰被害が挙げられます。国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が平成 16 年 6 月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」によると、区では約 16 日間、2～10cm 程度の降灰被害が生じると想定されています。

区では、降灰が発生した際に対応に当たる職員向けに、防塵マスク・粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行っています。

➤ 課題

国が発表する降灰予報などの降灰情報の伝達体制の整備を進めるとともに、区民等への周知啓発に取り組む必要があります。また除灰作業にあたっては、災害時に重要な施設をつなぐ路線など優先順位を明確にするとともに、必要な資機材の確保を進める必要があります。

TOPICS ～酷暑と防災・減災～

東京都気候変動適応計画（東京都環境局 令和 6 年 3 月策定）によれば、東京都の気温は年々上昇しており、区部においても真夏日や猛暑日が増加傾向にあります。また、東京都における令和 5 年の熱中症による救急搬送人数は 7,112 人で、過去 5 年間で最多となりました※。

千代田区においても、令和 6 年の夏季には熱中症アラートが連日発表され、気温が 35℃を超えることが常態化するなどの影響がありました。区では、街中や公園へのミスト・日よけの設置や、SNS 等を活用した熱中症警戒情報の周知、高齢者の見守り体制の強化などを行ったほか、子どもたちの遊び場として、冷房の効いた小学校の体育館を開放する取組みを行いました。

加えて、この気候変動の影響による気温及び海水温の上昇、それに伴う台風の強大化やゲリラ豪雨の頻発化による社会的、経済的影響も懸念されています。

防災・減災との横断的な課題としてとらえ、これらの様々な対策に取り組んでいく必要があります。

※ 東京消防庁管内（稲城市及び島しょを除く）の人数。

出典：東京消防庁ホームページ（<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/nichijo/heat/toukei.html>）

2 減災に向けた施策目標

東京都防災会議が作成した東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）では、「2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。」を震災に関する減災目標として掲げています。

区では、これに千代田区の重要課題のひとつである「帰宅困難者対策」の視点や、風水害対策、火山対策に関する視点も加えたものを区の減災目標とし、千代田区地域防災計画で掲げ取り組んでまいりました。

◆減災目標（令和6年修正千代田区地域防災計画より）

	減災目標	対応する編
1	(1) 首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。 (2) 首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する。	震災対策編
2	風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。	風水害対策編
3	火山灰による被害を軽減させる。	火山対策編

区はこれらの減災目標の達成に向け、「1 千代田区の現状・特性と課題」で挙げた内容も踏まえ次頁のとおり19項目の「減災に向けた施策目標」を設定し、計画的に推進していきます。

なお、計画改定にあたって以下の見直しを行いました。

- 前計画で掲げていた「室内の防災対策の促進」について、取組みの内容を踏まえ、「普及啓発活動の推進」に統合しました。
- 他自治体、民間事業者及び区内大学等との間における更なる連携を推進するため、「他自治体及び事業者等との連携」を新たに追加しました。

◆減災に向けた施策目標

すべての減災目標に関連するもの

- (1) 救出・救護体制の強化
- (2) 普及啓発活動の推進
- (3) 施設利用者の安全対策の推進
- (4) 職員防災力の向上
- (5) 避難者支援体制の強化
- (6) 要配慮者対策の推進
- (7) 地域の防災力向上
- (8) 情報提供・収集手段の充実
- (9) 他自治体及び事業者等との連携
- (10) 復興体制の強化

減災目標1－(1)「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」に関連するもの

- (11) 建築物等の安全性向上
- (12) 道路・公園等の防災対策の推進
- (13) 高層住宅における防災対策の推進
- (14) ライフラインの早期復旧に向けた対策
- (15) 火災対応力の強化

減災目標1－(2)「首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する」に関連するもの

- (16) 事業所の災害対策の推進
- (17) 帰宅困難者支援体制の強化

減災目標2「風水害による人的・物的被害の最小限化」に関連するもの

- (18) 風水害対応力の強化

減災目標3「火山灰による被害の軽減」に関連するもの

- (19) 火山対策の推進

3-1 各施策目標における取組み

各施策目標における取組みについては、下表のとおりです。

なお、具体的な目標や取組みを設定できる事業は「目標設定事業」とし、より効果的な取組推進を図るために、計画期間終了時点での到達目標や年度ごとの取組内容を定めました（「3-2 目標設定事業」を参照）。

なお、前計画からの主な変更点は以下のとおりです。

- ① 千代田区地域防災計画に新たに定められた災害対策について、追加を行いました（個別避難計画の作成、DXを活用した帰宅困難者対策における各取組事項 など）。
- ② 総合防災情報システムの導入に伴い、「災害時における情報提供手段・通信手段の整備」における新たな取組事項として追加しました。また、「各種訓練の実施」についてシステムの活用を前提とした記載に修正したほか、施策目標（2）「普及啓発活動の推進」における新たな取組事項として「千代田区防災ポータルを活用した普及啓発」を追加しました。
- ③ 普及啓発活動をより一層推進していくため、新たな取組みとして「防災イベントの実施」や「防災備蓄品の紹介」を追加しました。

すべての減災目標に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
（1）救出・救護体制の強化			
1	平常時からの救援・救護体制の整備	①避難行動要支援者名簿の整備・更新 ②個別避難計画の作成	福祉総務課 災害対策・危機管理課
2	災害時医療体制の整備	緊急医療救護所の整備（災害医療連携会議の開催、訓練の実施、医薬品・資器材の備蓄）	地域保健課 災害対策・危機管理課
3	区民・区営住宅自衛消防訓練の実施	自衛消防訓練の実施促進	住宅課
（2）普及啓発活動の推進			
1	各種媒体を通じた防災知識の普及啓発	①「防災対策総合ガイド」や「千代田区ハザードマップ」をはじめとする防災パンフレットの作成・配布 ②千代田区防災ポータルを活用した普及啓発	災害対策・危機管理課
2	区立学校における、防災体験学習や救命講習の実施	①防災学習施設を活用した体験学習の実施（小学校） ②救命講習会の実施（中学校・中等教育学校）	学務課
3	その他普及啓発に向けた取組み	①防災イベントの実施 ②防災備蓄品の紹介 ③地震体験車の運行	災害対策・危機管理課

(3) 施設利用者の安全対策の推進			
1	施設利用者用備蓄物資の充実	利用者保護のための備蓄物資及びマニュアルの整備・見直し	災害対策・危機管理課
(4) 職員防災力の向上			
1	各種訓練の実施	①総合防災情報システムを活用した、災害対策本部運営訓練の実施 ②総合防災情報システムを活用した、班別訓練の実施	災害対策・危機管理課
2	各防災マニュアルの整備	①各種マニュアルの策定・見直し ②応援要請や応接受入の体制・手順等の検討及び見直し	災害対策・危機管理課
3	防災被服の整備	①防災服の購入及び管理 ②防災服の一斉着用の実施	災害対策・危機管理課
4	災害対策用職務住宅の整備	職務住宅及び警戒勤務用の宿泊施設の整備	災害対策・危機管理課
5	応急危険度判定実施体制の整備	①応急危険度判定マニュアルの見直し ②応急危険度判定講習会の実施 ③区内の登録判定員の管理 ④応急危険度判定資器材の備蓄	建築指導課
(5) 避難者支援体制の強化			
1	避難所運営体制の整備	①避難所運営マニュアルの見直し ②避難所防災訓練の実施 ③避難所の備蓄及び資器材の整備 ④避難所運営協議会の開催	出張所 災害対策・危機管理課
2	避難所における電源確保	①非常用電源の整備 ②コージェネレーションシステムの導入による電源多重化	施設経営課
3	発災時の道路啓開体制の整備	①緊急道路障害物除去道路の選定 ②緊急時を想定した、土木防災協会との連絡態勢訓練の実施	道路公園課
4	水上輸送体制の整備	防災船着場の維持管理	道路公園課
5	災害ボランティアセンター運営体制の整備	①災害ボランティアセンターの機能強化 ②災害ボランティアコーディネーターの養成のための、学習会や訓練の実施	福祉総務課
6	学生ボランティアの養成	学生ボランティア講座実施にかかる費用助成	災害対策・危機管理課
7	避難者の健康管理体制の整備	避難者健康管理の態勢整備	地域保健課

(6) 要配慮者対策の推進			
1	福祉避難所運営体制の整備	①福祉避難所ガイドラインの策定・見直し ②福祉避難所運営マニュアルの作成 ③福祉避難所の開設・運営に関する訓練の実施	福祉総務課
(7) 地域の防災力向上			
1	地域防災組織に対する補助事業の実施	①地域防災組織への資機材購入費用助成 ②地区防災計画の策定支援	災害対策・危機管理課
2	地域防災リーダーの育成	防災士の資格取得費用助成	災害対策・危機管理課
(8) 情報提供・収集手段の充実			
1	災害時における情報提供手段・通信手段の整備	①各種情報提供手段の整備 ②総合防災情報システムの運用・維持 ③公衆無線LAN整備の推進	災害対策・危機管理課
2	外国人への情報提供手段の充実	①情報提供手段の多言語化 ②防災パンフレットの多言語化	災害対策・危機管理課
(9) 他自治体及び事業者等との連携			
1	他自治体との連携	姉妹都市をはじめとした他自治体との連携	災害対策・危機管理課
2	事業者との連携	事業者との間における協定の締結	災害対策・危機管理課
3	区内大学との連携	区内大学との間における協定の締結	災害対策・危機管理課
(10) 復興体制の強化			
1	被災者生活再建支援体制の整備	①被災者生活再建支援システムの管理運用 ②住家被害認定調査研修の実施	建築指導課 災害対策・危機管理課
2	災害廃棄物の処理に関する体制の整備	千代田区災害廃棄物処理計画の見直し	千代田清掃事務所
3	迅速な復旧・復興に向けた体制の整備	事前復興計画の策定	景観・都市計画課 災害対策・危機管理

減災目標1-(1)「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(11) 建築物等の安全性向上			
1	建物の耐震化促進	①耐震基準を満たしていない建築物にかかる耐震診断・耐震改修等への費用一部助成 ②特定建築物とその防災設備・建築設備・昇降機等に関する定期調査・検査の報告内容に応じた改善指導の実施	建築指導課
2	学校施設の改築・改修整備	老朽化した幼稚園、小中学校の改築及び改修の推進	子ども施設課
3	中小企業に対する商工融資	区内で発生した小規模災害に伴う復旧や、耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修を行う中小企業に対する融資の実施	商工観光課

(12) 道路・公園等の防災対策の推進			
1	道路・橋梁の耐震補強及び補修等【目標設定事業(1)】	区が管理している道路・橋梁の整備及び耐震補強の実施	道路公園課
2	公園・児童遊園の整備【目標設定事業(2)】	①区内都市公園・児童遊園のバリアフリー化 ②地域に資する公園・児童遊園の整備	道路公園課
(13) 高層住宅における防災対策の推進			
1	マンション安全・安心整備助成【目標設定事業(3)】	①手すり設置または段差解消等の安全に資する工事への助成 ②エレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置を設置する工事への助成 ③防犯カメラ等の設置・更新工事への助成	コミュニティ総務課
2	マンション防災対策の推進【目標設定事業(4)】	①防災計画策定の促進 ②エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布 ③AEDの設置 ④災害用資器材等購入費の助成 ⑤防災(エレベーター救出等)訓練	コミュニティ総務課
(14) ライフラインの早期復旧に向けた対策			
1	電線類地中化の推進【目標設定事業(5)】	電線類地中化の推進	道路公園課
2	給水態勢の構築	①応急給水槽及び応急給水栓の管理 ②給水訓練の実施	災害対策・危機管理課
(15) 火災対応力の強化			
1	消防団の運営補助	①各種補助金の交付 ②装備助成の実施	災害対策・危機管理課
2	消火器の配備・保守管理	区内全域への消火器配備及び保守管理	災害対策・危機管理課

減災目標1-(2)「首都直下地震等による行き場のない帰宅困難者数を概ね半減する」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(16) 事業所の災害対策の推進			
1	事業所における備蓄物資購入の費用助成	中小企業に対する備蓄購入費用助成の実施	災害対策・危機管理課
2	事業所防災アンケートの実施	区内事業者への防災に関するアンケートの実施	災害対策・危機管理課
(17) 帰宅困難者支援体制の強化			
1	帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備【目標設定事業(6)】	①区内事業所との協定締結の推進 ②受入施設向けマニュアルの整備	災害対策・危機管理課

2	帰宅困難者防災訓練	帰宅困難者地域協力会等と連携した、対応訓練の実施	災害対策・危機管理課
3	帰宅困難者地域協力会に対する支援	①地域協力会に対する補助金の交付 ②地域協力会ごとの防災訓練の実施に対する支援	災害対策・危機管理課
4	<u>DXを活用した帰宅困難者対策【目標設定事業(7)】</u>	①災害ダッシュボードの運用 ②東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの運用 ③デジタルサイネージを活用した情報提供	災害対策・危機管理課

減災目標2「風水害による人的・物的被害の最小限化」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(18) 風水害対応力の強化			
1	<u>避難確保・浸水防止計画作成の促進等【目標設定事業(8)】</u>	①地下街等施設及び要配慮者利用施設における、避難確保・浸水防止計画作成の促進 ②地下街等施設及び要配慮者利用施設への、災害情報伝達体制の整備	災害対策・危機管理課
2	水防訓練の実施	消防署・消防団等の防災機関と連携した、水防訓練の実施	災害対策・危機管理課
3	雨水流出抑制	全公共施設・民間施設（敷地面積 500 m ² 以上）への、雨水流出抑制施設計画提出の義務付け及び施設整備指導の実施	道路公園課
4	<u>道路・橋梁の耐震補強及び補修等(再掲)【目標設定事業(1)】</u>	区が管理している道路・橋梁の整備及び耐震補強の実施	道路公園課
5	河川の維持管理	河川情報システム及び雨量計・水位計の保守管理	道路公園課
6	内水氾濫の被害軽減	①マイシティレポートの活用による道路冠水情報の収集 ②雨水ます及び雨水浸透ますの整備 ③下水道局との緊密な連携のもと、マンホール蓋の安全管理を徹底	道路公園課
7	河川災害情報の発信強化	大規模な豪雨時の河川情報をわかりやすく伝達	道路公園課 災害対策・危機管理課
8	広告物の改善指導	設置の適正化及び維持管理に関する改善指導の実施	環境まちづくり総務課

減災目標3「火山灰による被害の軽減」に関連するもの

	事業名	具体的な取組事項	所管課
(19) 火山対策の推進			
1	火山対策用備蓄物資の整備	防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル等の整備	災害対策・危機管理課
2	降灰被害軽減及び降灰除去体制の整備	降灰被害発生時の、降灰情報の伝達・被害状況の把握・降灰除去等に関する体制の整備	災害対策・危機管理課
3	優先降灰除去路線の選定	重点拠点をつなぐ路線などを対象に、優先降灰除去路線を選定	道路公園課
4	道路降灰除去に必要な機材の確保	降灰除去に不可欠な機材をあらかじめ確保するとともに、他自治体とも連携し広域的な確保体制を検討	道路公園課

3-2 目標設定事業

目標設定事業の到達目標、年度ごとの取組内容などは、それぞれ以下のとおりです。

(1) 道路・橋梁の耐震補強及び補修等（所管：道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している道路の整備や橋梁の耐震補強を計画的に実施するとともに、部分的な補修や修繕を適宜適切に行っていく。特に、橋梁に関しては「千代田区橋梁長寿命化修繕計画」（5年に1回橋梁点検実施のうえ更新）に基づき、着実に補修・補強等を進めていく。	
令和11年度末時点での到達目標	
橋梁の塗装・補修工事 5橋 ※橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月）における工事対象橋梁11橋のうち、令和7～11年度の間完了予定のもの	
取組内容	
令和7年度	1橋完了
令和8年度	1橋完了（累計：2橋完了）
令和9年度	1橋完了（累計：3橋完了）
令和10年度	2橋完了（累計：5橋完了）
令和11年度	

(2) 公園・児童遊園の整備（道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、計画的にバリアフリー化を進めるとともに、地域防災に資するための整備を行うなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。	
令和11年度末時点での到達目標	
公園・児童遊園の整備 3園以上	
取組内容	
令和7年度	整備 1園
令和8年度	整備 1園
令和9年度	
令和10年度	整備 1園以上
令和11年度	

(3) マンション安全・安心整備助成（所管：コミュニティ総務課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第2章 第6節	
事業概要	
以下の工事を行う場合の、費用の一部助成を行う。 ①共用階段等を対象とする、手すり設置または段差解消等の安全に資する工事 ②エレベーターに地震時管制運転装置・戸開走行保護装置・停電時自動着床装置を設置する工事 ③防犯カメラ等の設置・更新工事	
令和11年度末時点での到達目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・共用階段等を対象とする、手すり設置または段差解消等…15棟 ・地震時管制運転装置…5基 ・戸開走行保護装置…5基 ・3装置（地震時管制運転装置、戸開走行保護装置、停電時自動着床装置）を含むエレベーター更新…20基 ・防犯カメラ等…新規設置10棟、更新20棟 	
取組内容	
令和7年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和8年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和9年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和10年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和11年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討

(4) マンション防災計画等の策定支援（所管：コミュニティ総務課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第2章 第6節	
事業概要	
マンションにおける防災対策の推進のため、「防災計画策定の促進（※）」「エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付」「AEDの設置」「災害用資器材等購入費の助成」「防災（エレベーター救出等）訓練」の支援を行う。 （※）防災アドバイザーを派遣し、計画策定の支援を行う。	
令和11年度末時点での到達目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災計画策定の促進…40棟 ・エレベーター非常用備蓄キャビネットの配付…60台 ・AEDの設置…60台 ・災害用資器材等購入費の助成…100件（更新40件を含む） ・防災（エレベーター救出等）訓練…20棟 	
取組内容	
令和7年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和8年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和9年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和10年度	必要に応じて、助成制度の改定（補助率・上限額の見直し）の検討
令和11年度	マンション実態調査結果等に基づく、助成制度の新設・改定（補助率・上限額の見直し）の検討

(5) 電線類地中化の推進（所管：道路公園課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第1部 第1章 第3節	
事業概要	
災害時の救助・救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線類の地中化を推進する。	
令和11年度末時点での到達目標	
区道幅員11m以上の電線類地中化率 72.1% (参考：令和5年度末の状況) ・区道幅員11m以上の延長 49,571m ・区道幅員11m以上の地中化整備延長 34,845m ・区道幅員11m以上の地中化率 70.3%	
取組内容	
令和7年度	事業箇所 2箇所
令和8年度	
令和9年度	事業箇所 2箇所 ※うち1箇所完了（地中化率72.1%）
令和10年度	事業箇所 1箇所
令和11年度	

(6) 帰宅困難者等一時受入施設の確保・整備（所管：災害対策・危機管理課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第2部 第11章 第1節	
事業概要	
帰宅困難者のうち、近隣の企業や学校等に所属していない者や屋外で被災した者等を一時的に受け入れる施設を整備するため、区内のホテル、大学、大規模集客施設、ホール、貸会議室、民間ビル等と協議を行い、帰宅困難者の受け入れや物資の配布に関する協力体制を構築する。 また、民間一時受入施設向けの基本マニュアルを整備し、一時受入施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。	
令和11年度末時点での到達目標	
・受入可能人数…合計10万人 ・受入施設のマニュアル作成率…80%以上（基本マニュアルを参考に各施設が整備）	
取組内容	
令和7年度	・受入可能人数…合計6万人 ・受入施設の基本マニュアルを作成し、各施設に展開する
令和8年度	・受入可能人数…合計7万人 ・受入施設のマニュアル作成率…50%
令和9年度	・受入可能人数…合計8万人 ・受入施設のマニュアル作成率…60%
令和10年度	・受入可能人数…合計9万人 ・受入施設のマニュアル作成率…70%
令和11年度	・受入可能人数…合計10万人 ・受入施設のマニュアル作成率…80%

(7) DXを活用した帰宅困難者対策（所管：災害対策・危機管理課）

千代田区地域防災計画における関連部分	
震災対策編 第2部 第11章 第1節	
事業概要	
<p>帰宅困難者の適切な行動の促進を図るため、災害ダッシュボード、デジタルサイネージ、帰宅困難者対策オペレーションシステム等のDXを活用する。</p> <p>【災害ダッシュボード】 三菱地所株式会社が開発したシステム。大手町・丸の内・有楽町エリアの帰宅困難者等一時受入施設の開設状況等を情報収集し、web サイトやエリア内のデジタルサイネージ（丸の内ビジョン）で発信する。令和7年度中に以下の都システムとの連携を予定している。</p> <p>【デジタルサイネージ】 ビルの壁面や駅構内・商業施設内等に設置されているサイネージに災害関連情報を表示する（令和6年度時点では、丸の内ビジョンを除き、一部のビルのみかつ平時の普及啓発のみ実施）。</p> <p>【帰宅困難者対策オペレーションシステム】 東京都が開発したシステム。施設の開設状況に加え、公共交通機関の運行状況や人流データを収集する。また、帰宅困難者に向けて、スマホ（LINE）経由で施設の開設状況や位置を案内する他、受付手続きや施設からの連絡を行うことができる。</p>	
令和11年度末時点での到達目標	
<p>①区及び各受入施設が都システムを活用した帰宅困難者対策に習熟している。</p> <p>②都システム経由で収集した受入施設の情報に加え、大丸有エリアに特化した災害関連情報を災害ダッシュボードから発信できている。</p> <p>③区内各所のデジタルサイネージにおいて、平時だけでなく災害時にも情報発信ができている。</p>	
取組内容	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 都システムと災害ダッシュボードのAPI連携を実装 システムを活用した訓練の実施 デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 各システムの追加機能の検討及び実装 システムを活用した訓練の実施 デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> 各システムの追加機能の検討及び実装 システムを活用した訓練の実施 デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> 各システムの追加機能の検討及び実装 システムを活用した訓練の実施 デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> 各システムの追加機能の検討及び実装 システムを活用した訓練の実施 デジタルサイネージの平時利用箇所の拡大 デジタルサイネージの災害時利用に向けた検討及び調整

(8) 避難確保・浸水防止計画作成の促進等 (所管：災害対策・危機管理課)

千代田区地域防災計画における関連部分	
風水害対策編 第5部	
事業概要	
<p>・各種浸水想定区域内に位置する地下街等^{※1}において、洪水時等における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、避難確保・浸水防止計画の作成を促進する。</p> <p>・各種浸水想定区域内及び土砂災害(特別)警戒区域内に位置する要配慮者利用施設^{※2}において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成を促進する。</p> <p>・地下街及び要配慮者利用施設に向けた災害情報伝達体制の整備を目的として、安全・安心メールの登録を促進する。</p> <p>※1…消防法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち、次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの。 (1) 延べ面積が千平方メートル以上の地下街 (2) 地階を消防法施行令別表第1(一)項から(四)項まで、及び(九)項イに掲げる用途に供して、かつ、地階の床面積の合計が5千平方メートル以上の施設。ただし、施設関係者のみが利用する施設は除く。 (3) 地階に駅舎を有するもの (4) 一般利用の駐車場で、50台以上地下駐車場で収容する施設 (5) その他、区長が必要と認めるもの(※) ※建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設</p> <p>※2…高齢者、障害者、乳幼児、その他特に防災上の配慮を有する者が利用する施設</p>	
令和11年度末時点での到達目標	
<p>①地下街等における避難確保・浸水防止計画の作成率…100% (令和6年9月末現在：88%)</p> <p>②要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率…90% (令和6年9月末現在：64%)</p> <p>③地下街等及び要配慮者利用施設における、所有者又は管理者の安全・安心メール登録率…80% (令和6年度調査時：34%)</p>	
取組内容	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> 未対応施設への個別連絡 安全・安心メールの登録状況調査 会議等の場における呼びかけ <p>(目標数値：①92% ②70% ③40%)</p>
令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> 未対応施設への個別連絡 安全・安心メールの登録状況調査 会議等の場における呼びかけ <p>(目標数値：①94% ②75% ③50%)</p>
令和9年度	<ul style="list-style-type: none"> 未対応施設への個別連絡 安全・安心メールの登録状況調査 会議等の場における呼びかけ <p>(目標数値：①96% ②80% ③60%)</p>
令和10年度	<ul style="list-style-type: none"> 未対応施設への個別連絡 安全・安心メールの登録状況調査 会議等の場における呼びかけ <p>(目標数値：①98% ②85% ③70%)</p>
令和11年度	<ul style="list-style-type: none"> 未対応施設への個別連絡 安全・安心メールの登録状況調査 会議等の場における呼びかけ <p>(目標数値：①100% ②90% ③80%)</p>

Ⅲ 参考資料

1 千代田区の被害想定（都心南部直下地震）

想定項目		千代田区			
条 件	規 模	都心南部直下地震			
	時期及び時刻	冬・早朝	冬・昼	冬・夕	
	風 速	8m/秒			
	最 大 震 度	震度6強			
人 的 被 害	死 者	9人	77人	62人	
	原因別	建物被害等	8人	76人	59人
		地震火災	0人	1人	0人
		急傾斜・落下物・ ブロック塀	0人	0人	3人
	負 傷 者	230人	3,501人	2,787人	
	(うち重症者)	(19人)	(296人)	(242人)	
	原因別	ゆれ液状化に よる建物倒壊	208人	3127人	2379人
		地震火災	0人	10人	7人
		急傾斜・落下物・ ブロック塀	1人	30人	147人
	屋内収容物の移動・転倒(負傷者)	22人	334人	254人	
物 的 被 害	建物被害(全壊)	150棟	150棟	150棟	
	建物被害(半壊)	602棟	602棟	602棟	
	焼 失 棟 数	0棟	0棟	0棟	
	ライフライン	電力施設(停電率)	5.7%		
		通信施設(不通率)	0.3%		
		ガス施設(支障率)	0%		
		上水道施設(断水率)	30.7%		
下水道施設(被害率)		2.9%			
そ の 他	帰宅困難者の発生	—	592,100人	592,100人	
	避難者の発生(ピーク時)	12593人	12595人	12594人	
	避難生活者数	不明			
	エレベータ閉じ込め台数	754台	754台	754台	
	災害時要援護者死者数	0人	3人	2人	
	自力脱出困難者	73人	1,092人	831人	
	震災廃棄物	67万t	67万t	67万t	

出典：東京都防災会議『首都直下地震等による東京の被害想定』（令和4年5月25日公表）

2 千代田区災害対策基本条例

平成 18 年 3 月 9 日条例第 8 号

改正 平成 25 年 12 月 9 日条例第 34 号

改正 平成 29 年 6 月 23 日条例第 15 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 自助（第 4 条—第 8 条）

第 3 章 協助（第 9 条—第 18 条）

第 4 章 公助（第 19 条—第 28 条）

第 5 章 補則（第 29 条）

附則

前文

千代田区には、このまちを愛し住み続ける人々があり、このまちで働き学ぶ多くの人々がいる。これらの人々の生命、財産及び生活を、災害から守るため、減災に努めるとともに、災害が生じたときには、直ちに応急体制を確立し、確かな復興を実現していくことは、区に課せられた重要かつ基本的な責務である。

さらに、千代田区は、日本の政治経済の中核機能が高度に集積するいわば日本の心臓部に当たる。そのため、災害対策においては、これらの機能の維持と復旧に資することが求められるとともに、膨大な帰宅困難者への対応も必要となる。

地震や台風等による自然災害及び大規模な事故やテロ等による人為的災害を、未然に防止することは困難であるが、災害に強いまちづくりを推進するために、人々の協力による地域防災力の向上を図る等の減災対策を講じることにより、その被害を最小限にとどめることができる。

防災の基本理念として、従来、自分の生命財産は自分で守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」、行政責任としての「公助」があるとされてきている。しかし、千代田区では、その地域特性を踏まえると、地域共同体の共助を基本としながらもより広く、人道的支援も含めて、災害時に千代田区にあるすべての人々が相互に助け合い、支え合うことを新たな理念としてとらえることが必要であり、これを「協助」とする。

このような「自助」「協助」「公助」の理念のもとに、千代田区に関わるすべての人々及び行政が、相互に補完しあい、連携していくことにより災害対策に取り組んでいくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区、区民、昼間区民、事業者その他区に関わる者の災害対策における責務を明らかにするとともに、災害の予防、減災及び応急の措置並びに復興に関する基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から保護し、あわせて首都機能の維持と安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 減災 災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。
- (2) 防災力 災害を予防し、また減災する能力をいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 昼間区民 区民以外の者であって、恒常的に区内で活動するものをいう。
- (5) 事業者 区内において事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 帰宅困難者 昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができないものをいう。
- (7) 要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (8) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設をいう。
- (9) 災害時退避場所 帰宅困難者その他の者が災害発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するために一時的に退避する場所をいう。
- (10) 帰宅困難者一時受入施設 帰宅困難者を一時的に受け入れ、円滑な帰宅が可能となるよう情報提供等を行うための施設で、区との協定に基づき整備されたものをいう。
- (11) 自主防災組織 災害の防止又は減災を図るための地域における自発的な組織をいう。

(基本理念)

第3条 区の災害対策は、区民、昼間区民及び事業者並びに帰宅困難者その他災害時に区にある者（以下この条において「区にある者」という。）が、自らの生命、身体及び財産は、自己の責任により自ら守るという自助の理念のもとに、各自が防災力を向上させ、災害の予防と減災に努めることにより行われる。

- 2 区の災害対策は、区にある者が、相互扶助及び人道的支援の観点から、より広く協力し助け合うという協力の理念のもとに、地域の防災力を向上させ、災害の予防と減災に努め、また復旧に当たることにより行われる。
- 3 区の災害対策は、区が、基礎的自治体として区にある者の生存と安全を確保するという公助の理念のもとに、防災力の高い安全なまちづくりを推進するとともに自助及び協力を支援することにより、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧及び早期復興の実現を図ることにより行われる。

第2章 自助

(区民及び昼間区民の自助)

第4条 区民及び昼間区民は、自助の理念にのっとり、自己の安全の確保に努めなければならない。

2 区民及び昼間区民は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 自らが居住し、又は使用する建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 自ら必要とする物資の確保
- (3) 初期消火に必要な用具の準備
- (4) 避難経路、避難所及び避難方法についての確認
- (5) 災害対策に関する知識及び技術の習得
- (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保

(事業者の自助)

第5条 事業者は、自助の理念にのっとり、また、その事業活動を行うに当たっての社会的責任を自覚し、従業員及び顧客（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

2 事業者は、災害の予防と減災のため、次に掲げる事項について、自ら災害に備えるよう努めなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物の安全性の向上
- (2) 従業員等が必要とする物資の備蓄及び機材の確保
- (3) 初期消火に必要な用具の準備
- (4) 避難経路及び避難方法についての整備及び従業員等への周知
- (5) 災害対策に関する知識及び技術の従業員等への周知並びに事業所の自主防災組織の編成
- (6) 災害時における情報の取得及び伝達の手段の確認及び確保並びに従業員等への周知

3 事業者は、災害時において、帰宅困難者となった従業員等が、地域の混乱を生じさせることのないようにしなければならない。

(帰宅困難者等の自助)

第6条 帰宅困難者となるおそれのある者は、自助の理念にのっとり、携帯食料その他の災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めなければならない。

2 帰宅困難者となるおそれのある者は、災害時の家族との連絡手段の確保及び帰宅経路の確認に努めなければならない。

3 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅の可能性に関する情報の収集並びに食糧及び飲料水の確保に努めなければならない。

(建築物等の安全対策)

第7条 区民、事業者は、その設置又は管理する建築物の安全性を向上させるため、耐震診断及び耐震改修に取り組まなければならない。

2 中高層建築物の設置者及び管理者は、窓ガラス及び外壁等の落下防止並びにエレベーター設備の安全対策に取り組まなければならない。

3 地下鉄、地下街、その他地下に設置された施設の設置者及び管理者は、防災設備の点検、避難経路の確保、豪雨時の浸水防止その他施設の災害対策の推進に取り組まなければならない。

4 区内に所在する人の居住の用に供する建築物の設置者及び管理者は、災害から居住者を守るため、建築物の安全性についてより一層の配慮をしなければならない。

(生活必需物資の備蓄)

第8条 区民及び昼間区民は、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を確保するようにならなければならない。

2 事業者は、従業員等のため、食糧、飲料水その他の災害時における生活必需物資を備蓄しなければならない。

3 中高層建築物その他災害時において物資の補給経路に支障を生じるおそれのある住居の居住者は、災害の復旧までの間に必要な食糧、飲料水その他の生活必需物資を備蓄しなければならない。

第3章 協助

(区民及び昼間区民の協助)

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

(事業者の協助)

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めなければならない。

(災害時協力体制の事前整備)

第11条 区民、昼間区民及び事業者は、自主防災組織を結成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

2 区民、昼間区民及び事業者は、災害時における区内団体との協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

3 区民、昼間区民及び事業者は、協助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

(帰宅困難者の協助)

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

(要配慮者の援護)

第 13 条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における要配慮者の援護に努めなければならない。

(帰宅困難者の支援)

第 14 条 区民等は、協助の理念にのっとり、帰宅困難者対策地域協力会を結成するよう努めなければならない。

2 区民等は、協助の理念にのっとり、区と協力して、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進するための必要な支援に努めなければならない。

(大学等の協助)

第 15 条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成及び帰宅困難者一時受入施設の整備並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

(避難所及び帰宅困難者一時受入施設の開設協力及び運営)

第 16 条 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における避難所の開設に協力し、区と連携してその運営に当たるものとする。

2 区民等及び帰宅困難者対策地域協力会は、災害時における帰宅困難者一時受入施設の開設及び運営に協力するものとする。

(応急医療体制の整備)

第 17 条 区民等は、区の推進する災害時における応急医療体制の整備及びその実施に協力するものとする。

(ボランティアによる支援)

第 18 条 ボランティアは、協助の理念にのっとり、区民等及び区と連携協力して支援活動を行うものとする。

2 区民等は、ボランティアを受け入れ、ボランティアによる被災者に対する支援活動が円滑に実施されるよう、区が実施するボランティアによる防災活動の環境の整備に協力するものとする。

第4章 公助

(区長の基本的責務)

第19条 区長は、公助の理念にのっとり、災害の予防、減災及び応急の措置のために必要な災害対策の策定及び推進並びに地域防災体制の整備を行い、区に関わる者の生命、身体及び財産を災害から守り、その安全を確保し、首都機能の維持に資するよう努めなければならない。

2 区長は、区民等及びボランティア団体と連携協力するとともに、これらの団体等への助成その他必要な支援を行うことにより、自助及び協助による地域防災活動を促進しなければならない。

3 区長は、国、東京都（以下「都」という。）、関係区市町村及び防災関係機関（災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第5号及び第6号に規定する機関をいう。以下同じ。）との連携協力を努めなければならない。

4 区長は、区の職員の防災力の向上に努めるとともに、区の職員を災害対策要員として確保しなければならない。

5 区長は、災害に関する正確な情報を、速やかにかつ確実に、収集し伝達しなければならない。

6 区長は、災害発生後の区民生活の再建、安定及び復興に向けた施策の推進を図らなければならない。

(災害対策事業計画)

第20条 区長は、千代田区地域防災計画（法第42条の規定に基づく計画をいう。）に基づく災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、災害対策事業計画を策定しなければならない。

(災害対策体制の確立)

第21条 区長は、災害時においては、災害対策本部（法第23条の2第1項の規定により設置する市町村災害対策本部をいう。以下同じ。）を中心とする応急体制を確立しなければならない。

(避難所の開設及び運営)

第22条 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。

2 区長は、区民及び事業者並びに自主防災組織と連携して、避難所の運営に当たるものとする。

(応急医療体制の整備)

第23条 区長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時においては、区民等及び医療機関と連携協力して、迅速にその実施を図り、被災者に周知するとともに、救援に当たらなければならない。

(災害時協力体制の整備)

第24条 区長は、あらかじめ、災害時における区民等及び区内団体との協力体制を、人、物及び情報の流れの観点から構築し、整備しておかななければならない。

2 区長は、ボランティアによる被災者に対する円滑な支援活動を確保するため、必要な物資及び機材並びに活動拠点を準備しておかななければならない。

3 区長は、区民等、帰宅困難者及びボランティアによる減災のための諸活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、総合的な調整を行うものとする。

(備蓄物資の整備)

第 25 条 区長は、災害時における必要な物資を確保するため、備蓄物資の計画的な整備を行わなければならない。

(要配慮者の援護の推進)

第 26 条 区長は、要配慮者が災害時においても安全を確保できるよう、あらかじめ援護体制を整備し、災害時には要配慮者を援護しなければならない。

2 区長は、第 13 条に規定する協助による要配慮者の援護をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

(帰宅困難者対策の推進)

第 27 条 区長は、帰宅困難者となるおそれのある者に対し、避難訓練の実施その他必要な支援を行い、第 6 条に規定する自助の活動を促進しなければならない。

2 区長は、災害時退避場所を整備しなければならない。

3 区長は、帰宅困難者対策地域協力会の結成及びその活動を支援しなければならない。

4 区長は、帰宅困難者の円滑な帰宅及び区民生活の復旧を図るため、帰宅困難者の避難誘導、帰宅のための情報の提供その他災害時における帰宅困難者の円滑な帰宅を促進し、地域の混乱を防止するために必要な措置を講じなければならない。

5 区長は、第 14 条第 2 項に規定する協助による帰宅困難者の支援をしようとする者に対し、必要な支援を行うものとする。

6 区長は、帰宅困難者対策について、国及び都に対して必要な要請を行うとともに、連携の強化に努めなければならない。

(復興対策の推進)

第 28 条 区長は、災害により区内に甚大な被害が発生した場合、国、都、関係区市町村、防災関係機関その他関係諸機関と連携協力して被災地の復興に努めなければならない。

2 区長は、前項の場合には、区民生活の円滑な再建を図り、首都機能の速やかな回復に資するため、災害対策本部を中心とする復興体制を確立するとともに、復興計画を策定するものとする。

第 5 章 補則

(顕彰)

第 29 条 区長は、防災に対する認識が高く、その取組みが他の模範となる個人又は団体を、防災貢献者として表彰し、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 9 日条例第 34 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 前計画の振り返り

1) 前計画における減災に向けた施策目標

前計画である千代田区災害対策事業計画（平成 30～36 年度）では、計画策定当時の平成 29 年修正千代田区地域防災計画における減災目標に基づき、以下のとおり 19 の減災に向けた施策目標を掲げていました。

減災目標 1 死者数（災害関連死含む）を減少させる。
① 建築物等の耐震化促進 ② 道路・公園等の防災対策の推進 ③ 室内の防災対策の促進 ④ 救出・救護体制の強化 ⑤ 普及啓発活動の推進 ⑥ 施設利用者の安全対策の推進 ⑦ 職員防災力の向上 ⑧ 避難者支援体制の強化 ⑨ 要配慮者対策の推進
減災目標 2 避難者数を減少させる。
再掲 建築物等の耐震化促進 再掲 室内の防災対策の促進 再掲 普及啓発活動の推進 再掲 施設利用者の安全対策の推進 再掲 職員防災力の向上 ⑩ 地域の防災対応力の向上 ⑪ 高層住宅における防災対策の推進 ⑫ ライフラインの早期復旧 ⑬ 情報提供手段の充実 ⑭ 復興体制の強化
減災目標 3 建築物の全壊棟数を減少させる。
再掲 建築物等の耐震化促進 ⑮ 火災対応力の強化
減災目標 4 帰宅困難者数を減少させる。
再掲 情報提供手段の充実 再掲 普及啓発活動の推進 ⑯ 事業所の災害対策の促進 ⑰ 帰宅困難者支援体制の強化
減災目標 5 風水害による人的・物的被害を最小限にとどめる。
⑱ 風水害対応力の強化
減災目標 6 火山灰による被害を軽減させる。
⑲ 火山対策の推進

2) 取組み成果・今後の課題など

減災に向けた施策目標を達成するための主な取組みについて、取組み成果及び今後の課題などは以下のとおりです（見込みのものを含みます）。

1 建築物等の安全性の向上

● 建築物等の安全性の向上

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 建築物等の安全性向上		
<p>耐震基準を満たしていない建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行う場合、それらの費用の一部を助成する。</p> <p>また、学校、共同住宅及び大規模事務所等の特定建築物と、その防火設備・建築設備・昇降機等について、（昇降機等は全ての建築物で）定期調査・検査の報告を所有者又は管理者から受け、その報告内容に応じて改善指導を行う。</p>	<p>（取組み成果）</p> <p>区内における耐震基準を満たしている建築物の割合は、住宅が約95%、特定建築物が100%であり、概ね耐震化が完了している。</p> <p>（今後の課題など）</p> <p>引き続き、所有者への普及啓発に取り組む。</p>	建築指導課
✚ 中小企業に対する商工融資		
<p>小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業に対し、資金の融資あつせんを行う。</p>	<p>（取組み成果）</p> <p>計画期間中の申請実績は無かった。</p> <p>（今後の課題など）</p> <p>引き続き制度として維持し、需要発生時に対応できるように備える。</p>	商工観光課
✚ 学校施設の改築・改修整備		
<p>老朽化した幼稚園・小中学校の改築・改修等を計画的に推進する。</p>	<p>（取組み成果）</p> <p>お茶の水小学校の建替え工事について、令和6年1月31日に免震構造の新校舎が竣工となった。</p> <p>（今後の課題など）</p> <p>和泉小学校・いずみこども園について、和泉公園との一体的な整備に向けては、公園も含めた将来の姿を地域と共有したうえで、手続を進めていくことが必要である。</p>	子ども施設課

2 道路・公園等の防災対策の推進

● 道路・橋梁・河川等の安全対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 道路・橋梁の耐震補強・補修等		
<p>災害時の緊急輸送活動を円滑に推進するため、区が管理している道路の整備、橋の耐震補強・補修等や区内3か所の防災船着場の維持管理を行う。あわせて、河川情報システム、雨量計・水位計、西神田仮排水機所の保守点検を行う。</p>	<p>（取組み成果）</p> <p>河川部協議や特殊構造の橋梁が多いため、長期間の工事となっているが、令和6年度までにお茶の水橋と後楽橋の補強・補修工事が完了する見込みである。</p> <p>（今後の課題など）</p> <p>雉子橋については、工事中であり令和12年度の完了予定。常盤橋については、首都高速の地下化工事との調整を図り、令和15年度までの完了を目標とする。</p>	道路公園課

● オープンスペースの確保

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 公園・児童遊園の整備</p>		
<p>区内都市公園、児童遊園の改修・整備に合わせ、計画的にバリアフリー化や災害時でも利用可能な公衆トイレを整備するなど防災機能の向上を図り、災害時の円滑な避難活動や救援・復旧活動を補完する場所を確保する。</p>	<p>(取組み成果) 九段坂公園の整備が完了した。また、令和6年度に錦華公園と神保町愛全公園の整備が完了見込みであり、令和7年度に東郷公園の整備が完了見込みである。</p> <p>(今後の課題など) 千代田区公園づくり基本方針（令和6年度策定）に基づき、整備を推進していく。 オープンスペース確保のほか、子どもが遊べる遊具の種類・数の補充やボール遊び場、緑の充実など多様なニーズに応じていく必要がある。</p>	<p>道路公園課</p>

3 室内の防災対策の促進

● 家具類の転倒・落下・移動防止対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 家具類の転倒・落下・移動防止器具取り付けの普及啓発</p>		
<p>地震などで家具類が転倒・落下・移動しないよう、家具転倒防止器具の取り付けについて、普及啓発を行う。</p>	<p>(取組み成果) 防災対策総合ガイドの配布や、防災週間展示などをおして周知啓発に取り組んだ。</p> <p>(今後の課題など) 今後も様々な機会をとらえ、周知啓発に取り組む。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

4 救出・救護体制の強化

● 救出・救護体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 要配慮者の平常時からの救援・救護体制の整備</p>		
<p>日常的な地域の見守りや異変時の緊急支援、災害時救援・安否確認体制を強化するため、任意登録方式により、「安心生活見守り台帳」を整備する。 この台帳の中で、「要配慮者」の定義に該当する者のうち、避難行動に支障がある者を「避難行動要支援者名簿」としてまとめ、要配慮者の救援・救護が円滑に行えるよう、地域における平常時からの見守り体制を構築するとともに、実践的な救護体制を整備し、関係部署で必要な情報を共有・活用する。</p>	<p>(取組み成果) 平常時からの見守り活動として、介護保険サービスを利用していない75歳以上の高齢者を対象に見守り方針を実施した。 避難行動要支援者名簿に登録されている世帯を対象に、防災ラジオの配付を行った。</p> <p>(今後の課題など) より実践的な救護体制を整備するため、地域の関係者・関係機関からの協力を得ることや、関係部署間でのより一層の連携強化が必要である。</p>	<p>障害者福祉課 在宅支援課 出張所 災害対策・危機管理課</p>

災害時医療連携体制の整備		
<p>大規模な災害の発生に備え、関係機関による会議体の設置・開催、緊急医療救護所設置訓練の実施、緊急医療救護所用医薬品・資器材の備蓄等、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制整備を推進する。</p>	<p>(取組み成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回の災害医療連携会議を実施し、関係機関の連携強化を図った。 ・区内6箇所の災害時緊急医療救護所について、平成30年度から毎年1箇所ずつ訓練を実施した（新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止、令和3年度は模擬救護所で訓練を実施した。令和6年度は雨天により中止となった）。 ・九段坂病院及び日本大学病院について、緊急医療救護所設置・運営マニュアルを作成した。 <p>(今後の課題など)</p> <p>緊急医療救護所の資器材備蓄場所が不足している。また、災害時医療救護従事者の登録者数が十分とはいえない。</p>	<p>地域保健課 災害対策・危機管理課</p>
区営・区民住宅の自衛消防訓練の実施		
<p>区営・区民住宅居住者による自衛消防訓練を実施する。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>計画期間中においては、毎年延べ5棟ほど訓練が実施された。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>居住者の高齢化や新型コロナウイルスの影響により、自主的な訓練の実施が難しく、区からの働きかけが必要な状況である。</p>	<p>住宅課</p>
● 防災訓練関連事業		
目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
職員救命講習の実施		
<p>全ての職員（教職員を含む）が、災害発生時に応急手当活動に従事した際、最低限の救命応急処置ができるよう、普通救命講習を受講し、技能の取得を図る。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>毎年、上半期・下半期・教職員向けの3回実施した。新型コロナウイルス感染症が拡大した際は、1講座ごとに人数制限をしようえで訓練日を増やすことで対応した。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>今後も引き続き年3回実施し、職員の救命応急処置技能の取得を促進する。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

5 普及啓発活動の推進

● 防災知識の普及啓発

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 防災パンフレットの作成、防災講演会の実施等		
<p>防災意識の普及啓発のため、防災パンフレット等（避難所案内図、防災対策総合ガイド等）各種印刷物の作成、配布や講演会の開催、地震体験車の運行を行う。</p> <p>また、地域防災力の向上を目指し、地区防災活動、地区防災計画・コミュニティタイムラインの作成などに対し、助言や補助事業などの支援を行うとともに、災害時に自らの命を守り、被害を最小限に抑えた上、自宅での生活を維持するための事前の備えとしてのマイタイムラインの作成や物資の備蓄についてホームページや訓練等を通じて伝えていく。</p>	<p>（取組み成果） ハザードマップについて、水防法の改正等に対応し必要な改訂を行った。 また、令和元年度より地区防災計画の策定支援を行っており、令和元年度に2地区、令和4年度に1地区の計画策定が行われた。</p> <p>（今後の課題など） 防災講演会について、これまでほりばた塾として実施してきたが、ほかの実施形式を検討する必要がある。 また、子ども、子育て世代に訴求する防災イベントや講座を実施し、若い世代の防災意識を向上させていく必要がある。</p>	災害対策・危機管理課
+ 防災体験学習や救命講習の実施		
<p>子どもの頃からの防災教育推進のため、区内全ての小学校で防災学習施設を活用した体験学習の実施、全中学校・中等教育学校で救命講習会を行うなど、様々な防災教育・訓練を実施する。</p>	<p>（取組み成果） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた期間を除き、防災教育や訓練を実施した。</p>	指導課

6 施設利用者の安全対策の推進

● 学校の安全対策の実施

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 学校防災計画の推進		
<p>東日本大震災の教訓を踏まえ改定した学校防災計画に基づく予防計画を推進する。</p>	<p>（取組み成果） 各学校園において、学校防災計画に基づく予防計画を推進した。</p> <p>（今後の課題など） 引き続き学校の安全対策の実施を推進していく。</p>	子ども総務課

● 区有施設の安全対策の実施

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 施設利用者用備蓄物資の充実等		
<p>施設利用者の安全確保のため、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、図書館、学校等の安全を確保するための備蓄物資や災害対応マニュアルなどの災害対策を実施していく。</p> <p>また、指定管理者制度導入施設においても、各指定管理者と連携を図りながら、災害対策を推進していく。</p>	<p>（取組み成果） 各施設の備蓄物資については、施設ごとの利用者数や属性（高齢者・乳幼児等）に応じて設定した備蓄基準に基づき、適正に配備している。</p> <p>（今後の課題など） 引き続き、各指定管理者との連携強化を図るとともに、適宜備蓄基準の見直しなどを行う。</p>	災害対策・危機管理課

7 職員防災力の向上

● 職員の意識改革

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 防災服の一斉着用</p>		
<p>防災週間及び東日本大震災の時期に防災服の一斉着用を行うとともに、庁内LAN、メールを活用し、職員に対する危機管理情報の提供と共有化を行うことにより防災意識を高める。</p>	<p>(取組み成果) 防災被服の点検や防災意識の高揚を目的として、毎年各2回一斉着用の実施を行った。 また、風水害や降雪等、事前に災害が予測される段階で庁内に通知を行うなど、情報発信や共有を行った。</p> <p>(今後の課題など) 今後も継続して各種取組みを行う。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
<p>✚ 職員別配置制度の導入に伴う、担当別訓練の実施</p>		
<p>発災時の応急対応業務を迅速に対処するため、職員別配置制度に基づく、担当別の訓練や防災専門研修への参加を促す。</p>	<p>(取組み成果) 災害発生時の各班の役割を全職員に理解させるため、毎年複数の班を対象に班別訓練を実施した。</p> <p>(今後の課題など) 班別訓練が未実施の班を対象として、訓練を実施していく。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

● 職員態勢の強化

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 災害対策本部運営訓練の実施</p>		
<p>職員態勢強化のため、災害対策本部運営訓練の実施や各避難所防災訓練への担当職員の参加、班別訓練等を実施する。</p>	<p>(取組み成果) 発災時に速やかな活動ができるよう、毎年訓練を実施した（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）。</p> <p>(今後の課題など) 職員に災害時の対応を定着させるため、今後も継続して取り組んでいく。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
<p>✚ 危機管理対策本部会議の開催</p>		
<p>危機管理に対し、より迅速に対応するため、千代田区危機管理連絡会議の開催、千代田区安全・安心パトロールとの連携、職員の参集態勢を確立させる。</p>	<p>(取組み成果) 危機管理に直面する事象が無くとも、危機発生状況の共有や千代田区危機管理指針の周知等を目的に、危機管理連絡会議を定期開催してきた。</p> <p>(今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
<p>✚ 災害対策用職務住宅の整備</p>		
<p>千代田区内において、災害対策用職務住宅を整備し、夜間等、職員の勤務時間外に災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合、初動体制にある職員の指揮・監督を行う要員を確保する。</p>	<p>(取組み成果) 令和4年度に2戸、令和5年度に1戸の職務住宅を新たに設置した。</p> <p>(今後の課題など) 今後も同様の取り組みを継続していく。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

+ 災害情報の迅速な伝達の実施		
<p>安全・安心メール、エリアメールを活用し、職員に対し、災害、危機管理情報の迅速な提供を行う。</p>	<p>(取組み成果) 安全・安心メールのシステムを利用して、エリアメールを一括配信できるようにした。</p> <p>(今後の課題など) 職員参集システムの導入に向けた検討を行う。</p>	災害対策・危機管理課
+ 各防災マニュアルの整備		
<p>大規模災害発生時に他の地方公共団体や民間事業者等からの人的・物的支援を円滑に受け入れられるよう、応援要請や応援受入の体制・手順等を定めるなど、必要に応じて各種マニュアルの見直しを実施する。</p> <p>また、災害に伴う通常業務の停止により区民生活に大きな影響を及ぼさないようにするため、優先して実施すべき業務の特定や業務執行体制の確立など必要に応じてBCPの改定を実施する。</p>	<p>(取組み成果) 震災対応業務マニュアルについて、平成30年度には受援体制の見直し等を踏まえた修正を、令和6年度には総合防災情報システムの導入を踏まえた修正を、それぞれ行った。</p> <p>また震災事業継続計画（震災BCP）について、令和5年度に内閣府のガイドラインを踏まえた改定を行った。</p> <p>(今後の課題など) 震災BCPについて、代替庁舎の検討や災害時優先業務における必要人員の把握など、さらに検討を深めていく必要がある。</p>	災害対策・危機管理課
+ 応急危険度判定員講習会等の実施		
<p>地震により被災した建築物の余震等による二次被害を防止し、区民等の生命・身体を安全を図るため、応急危険度判定員連絡協議会、講習会の開催及び応急危険度判定員の訓練を実施する。</p>	<p>(取組み成果) 協議会、講習会及び訓練を年に1回実施した（協議会、講習会は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は中止）。</p> <p>(今後の課題など) 地域防災計画との整合を図りつつ、継続して取り組んでいく。</p>	建築指導課

8 避難者支援体制の強化

● 交通・輸送体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 緊急道路障害物除去道路の選定等		
<p>負傷者の搬送や食料、応急資器材の搬入などの救援救護活動を円滑に実施するため、緊急道路障害物除去道路の選定、緊急道路障害物除去態勢、道路障害物の除去を行う。</p> <p>また、区内建設業団体との協定等により道路啓開用の車両及び資器材の確保や緊急時を想定し、土木防災協会との連絡態勢訓練を実施する。</p>	<p>(取組み成果) 土木防災協会との連絡態勢訓練を年1回実施した。</p> <p>(今後の課題など) 土木防災協会との情報伝達手段としてこれまでではメールを使用していたが、より迅速な情報共有を図るため、Teamsを活用する。</p>	道路公園課

● 防災訓練関連事業

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 避難所防災訓練の実施		
<p>大規模災害発生時、家屋の倒壊やライフラインの切断等で、自宅で生活することが困難な区民が、主体的に避難所での円滑な運営ができるよう、実践的な避難所開設・運営、実動訓練や図上訓練及び講座形式訓練等、千代田区の地域特性に合わせた避難所防災訓練を行う。</p>	<p>(取組み成果) 継続的に訓練の実施に取り組んできた。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度はすべての避難所で防災訓練が中止となったが、その後は防災フェア形式での開催などによる対応を行った。</p> <p>(今後の課題など) 感染症対策に配慮しつつ、引き続き訓練実施に取り組む。</p>	出張所 災害対策・危機管理課

● 避難所の運営及び整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 避難所運営協議会の開催等		
<p>避難所では、区民の安定的な避難生活の確保及び円滑な管理運営が行われることが必要であるため、避難所ごとに設置した避難所運営協議会を開催し、マニュアルの見直しや役割分担の再確認などを行う。</p> <p>また、各避難所で3日間を過ごせるだけの食糧や生活必需品、医薬品などの整備に加えて、出張所、高齢者施設、保育園・児童館、学校等の施設利用者のための備蓄物資を整備するとともに避難所の快適性向上のため冷暖房設備等の整備を推進する。</p>	<p>(取組み成果) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期を除き、ほとんどの避難所で年に1回避難所運営協議会を開催し、避難所の役割などを確認する機会を設けることができた。</p> <p>(今後の課題など) 今後も同様の取組みを継続していく。</p>	災害対策・危機管理課

● ボランティア等の育成・支援

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 学生ボランティア講座の開設等		
<p>社会福祉協議会と連携し、災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、災害ボランティアセンターの機能強化や災害ボランティアコーディネーターの養成のための学習会や訓練を実施する。</p> <p>また、大学等の協力の意識を高めるために、学生ボランティアの避難所防災訓練等への参加を促すと同時に学生ボランティア講座への参加協力を行う。</p>	<p>(取組み成果) 災害ボランティアに対する理解促進や、平時からの活動につながるきっかけとなっている。</p> <p>また、災害時協定を締結している大学のうち、4大学が学生ボランティア講座（3日間コース）を実施した。一方で、1～2日間コースについては短期間での実施が困難であるという理由から実施されなかった。</p> <p>(今後の課題など) 本講座を受けた学生が、その後どのような活動に繋がっているのかを検証する必要がある。</p> <p>実施していない大学に講座実施の検討を依頼していく。</p>	福祉総務課 災害対策・危機管理課

● 避難者の健康管理

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 避難者健康管理の態勢づくり		
<p>避難所生活の衛生面や健康面、精神面における支援のために、医療救護活動拠点班や衛生、保健班等を編成し、避難者の健康管理や健康相談・感染症予防などの巡回診療等をすべての避難所等で行い、避難者の生命を再び危機にさらさない災害時の医療体制を整備する。</p>	<p>(取組み成果) 保健所に医療情報を集約し、区内医療救護活動を統括・調整する「医療救護活動拠点」としての機能を確保するため、保健所及び災害医療コーディネーター用として災害用通信機器（ハザードトーク）を整備した。</p> <p>(今後の課題など) 各救護班の巡回体制等について、関係機関と連携しながら検討する必要がある。</p>	地域保健課

9 要配慮者対策の推進

● 女性や要配慮者等に配慮した避難所運営

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 女性・要配慮者等の視点からの防災対策		
<p>女性視点など多様性にも配慮した防災対策を推進するため、避難所運営協議会等の地域防災組織および日常的な防災活動への女性の参加を促進する。</p> <p>さらに、性的マイノリティや地域社会の多様性を反映するため、幅広い層の参加を促進していく。また、高齢者、子ども、障害者等要配慮者である災害弱者に配慮した、避難所運営マニュアルの改定や備蓄物資の充実を図る。</p>	<p>(取組み成果) 男女共同参画センターMIWの講座において、女性や要配慮者に配慮した防災対策に関する周知啓発を行った。</p> <p>備蓄物資についても、女性や要配慮者のニーズに対応した物資の配備を推進した。</p> <p>(今後の課題など) 避難所運営マニュアルの内容や備蓄物資の配備について、女性や性的マイノリティ、災害弱者などさまざまな立場に配慮しながら、必要に応じた見直しを行っていく。</p>	<p>福祉総務課 国際平和・男女平等人権課 災害対策・危機管理課</p>

● 福祉避難所の運営体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 福祉避難所ガイドラインの作成		
<p>福祉避難所を実践的に運営するための必要人数や収容定員数、必要資器材等について定めた福祉避難所ガイドラインの策定及び各福祉避難所の運営マニュアルを作成する。</p> <p>また、これらのマニュアル等に基づく福祉避難所開設・運営に関する訓練を定期的に行うことにより、災害時の迅速かつ円滑な福祉避難所開設・運営態勢の構築を目指す。</p>	<p>(取組み成果) 令和2年度に福祉避難所ガイドラインを策定したほか、令和6年度までに3施設の運営マニュアルを作成した。</p> <p>また、年に1～2施設ずつ、防災訓練を実施した。</p> <p>(今後の課題など) 備蓄スペースが不足しているため、関連する部署や施設と連携し、引き続きスペース確保に努める。</p> <p>各施設が自主的に訓練を実施するサイクルが作れるよう、引き続きサポートを行う。</p>	<p>福祉総務課 災害対策・危機管理課</p>

10 地域の防災力の向上

● 地域防災組織の充実

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ 地域防災組織に対する補助事業の実施</p>		
<p>地域防災組織に対し、必要資器材の提供及び資器材の整備補助や町会単一又は複数の町会が合同で、消防署及び区と防災訓練を実施することにより、地域における防災力の向上と自主防災体制の確立・強化を図る。</p>	<p>(取組み成果) 地域防災組織への装備助成や資器材購入費用補助の制度について、町会長会議等で周知を行っており、毎年一定数の補助を行った。また訓練については、毎年1回以上の実施があった。</p> <p>(今後の課題など) 訓練について、町会員の参加人数が十分ではないため、周知等に力を入れることで参加人数の増加を目指す。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
<p>✚ 地域防災リーダーの育成</p>		
<p>地域における防災リーダー育成のため、防災士資格の取得補助や講習会を行うとともに、地域の防災力向上のため、地区防災活動に対し助言や補助事業などの支援を行っていく。</p>	<p>(取組み成果) 平成30年度から防災士資格取得費用助成制度を開始し、令和5年度までに8名が本制度を利用の上認定を受けた。</p> <p>(今後の課題など) 本制度の対象者のうち、帰宅困難者対策地域協力会の推薦に基づく申請実績がないため、地域協力会への周知に取り組む。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

11 高層住宅における防災対策の推進

● マンション防災対策の指針

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<p>✚ マンション防災対策の推進</p>		
<p>まちみらい千代田と連携し、マンションにおける防災対策の推進のため、防災計画策定の促進、災害用資器材等購入費用助成、AED設置、エレベーター非常用備蓄キャビネットの配布、防災訓練の支援を行う。</p>	<p>(取組み成果) 災害用資器材等購入助成については、水害対策を行う場合の助成上限額を引き上げ、水害対策の促進を図った。防災訓練の支援では、エレベーター閉じ込め救出訓練の実施などより実践的な訓練の実施を支援した。</p> <p>(今後の課題など) 物価の高騰などの社会情勢を踏まえ、補助率や限度額の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
<p>✚ マンションの安全・安心居住助成</p>		
<p>まちみらい千代田と連携し、マンション居住者の移動手段等安全性確保のため、共用階段に「手すり」等を設置した場合、エレベーターに①「地震時管制運転装置」や②「戸開走行保護装置」を新たに設置した場合、①・②の装置に加えて「停電時自動着床装置」の設置を含むエレベーター更新を行った場合、防犯カメラを設置した場合についてその費用の一部を助成する。</p>	<p>(取組み成果) 防犯カメラについて、新規設置のほか既設危機の更新にも助成対象を拡大した。</p> <p>(今後の課題など) 引き続き、区内のマンション管理組合等の意見や要望を参考に、制度の見直しに取り組む。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

12 ライフラインの早期復旧

● ライフラインの施設の安全化

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> + 電線類地中化の推進 </div>		
災害時の救助救援活動の円滑化を図るとともに、電力の安定供給と通信の信頼性向上を図るため、電線の地中化を推進する。	(取組み成果) 令和6年度末時点で3路線工事完了、1路線工事中となる見込みである。 (今後の課題など) 新たな路線の選定等検討を始めているが、これまで整備を行った路線の状況を踏まえると、7~10年間程度の工事期間を要するため、沿道区民等の理解を得るための周知や、整備方法の工夫をどのように行うかが課題となっている。	道路公園課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> + ライフライン関係機関への働きかけ </div>		
災害時に水道の供給が停止した場合に備え、都と連携し、応急給水槽及び応急給水栓等による給水態勢づくりを推進する。また、電気設備、上下水道やガスの耐震化の促進について、都をはじめとする関係機関に連絡会議等を通じて働きかけを行う。	(取組み成果) 東京電力パワーグリッド株式会社との間で、災害時における電力復旧の妨げとなる障害物の除去などに関する覚書を締結した。 (今後の課題など) 引き続き、関係機関等との連携強化を図る。	災害対策・危機管理課

13 情報提供手段の充実

● 情報通信等の強化

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> + 防災行政無線の維持管理 </div>		
防災行政無線関連機器の維持管理及び充実強化を行う。また、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道の区立公園等に情報提供機器の検討・設置を行う。	(取組み成果) Jアラートに連動して自動起動するように設定変更を行ったほか、聞き取りやすさを考慮し、放送音声すべてを女性の音声に変更した。 また、令和6年度には操作卓の更新を行った。 (今後の課題など) 新規の設置箇所を検討のうえ、設置を進めていく必要がある。また、令和12年頃に機器全体のリプレースが必要になるため、更新方法等の検討が必要である。	災害対策・危機管理課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 5px;"> + 安全・安心メールの配信 </div>		
災害時やその他の事件等が発生したときに「火災情報や避難情報等、災害に関する情報」、「子どもたちの安全・安心に関する情報」、「健康に関する情報」を安全・安心メールにより配信し、区民の安全・安心を確保する。	(取組み成果) 令和3年度より多言語（日・英・中・韓）での配信を開始した。 また、災害に関する情報以外にも、還付金詐欺や不審者、熱中症などに関する情報の配信を行ってきた。 (今後の課題など) 登録数増加のため、引き続き周知啓発に取り組む。	子ども総務課 地域保健課 消費生活センター 安全生活課 環境政策課 災害対策・危機管理課

+ 公衆無線LAN整備の推進		
<p>災害時におきる一時的な電話回線の不通に備え、情報収集や安否確認情報の伝達・取得のため、災害時退避場所や駅前広場、主要道路沿道等に公衆無線LAN環境の整備を推進する。</p>	<p>(取組み成果) 災害時退避場所にWi-Fi設備を設置した。また、区有施設等へのCHIYODA Free Wi-Fiの設置を行った。</p> <p>(今後の課題など) 災害時退避場所に設置しているWi-Fiについては、令和7～9年度にかけて占有許可期限が満了するため、更新作業など適切な維持管理を行う必要がある。 また、CHIYODA Free Wi-Fiについては、これまでの利用状況を踏まえ今後のあり方を検討していく。</p>	<p>情報システム課 災害対策・危機管理課</p>
+ 災害情報の収集・伝達手段の多様化		
<p>区民の安全・安心確保のため、災害時には、有用な情報を素早く集め、情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達手段を検討する。</p>	<p>(取組み成果) 対象者（避難行動要支援者名簿登録世帯など）のうち希望する方に対して、防災ラジオの配付を行ってきた。 また、Jアラートや防災行政無線、安全・安心メール、区HP等の相互連携を進めることで、情報発信の迅速化に取り組んだ。</p> <p>(今後の課題など) 令和6年度に総合防災情報システムを導入したことから、今後は操作方法の習熟に取り組む必要がある。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
+ 外国人への情報提供の実施		
<p>外国人住民・観光客等に対して情報提供できるよう、防災行政無線の多言語放送を行うとともに、メール配信サービスなどの多言語化を推進していく。 加えて、外国人が安全な場所に避難するなど適切な防災行動が出来るように多言語によるパンフレット等を作成、配布する。</p>	<p>(取組み成果) 令和3年度より、安全・安心メールの多言語配信を開始した。</p> <p>(今後の課題など) 登録者数増加のため、引き続き周知啓発に取り組む。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

14 復興体制の強化

● 復興体制づくり

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 震災対応業務マニュアル等の策定		
<p>大規模災害発生時において、他の地方公共団体等から人的・物的支援を円滑に受け入れるため、受援の観点から既存の災害対応業務に関する各種マニュアルの見直しを総合的にを行い、その後、適宜見直しを行う。</p>	<p>(取組み成果) 震災対応業務マニュアルについて、平成30年度には受援体制の見直し等を踏まえた修正を、令和6年度には総合防災情報システムの導入を踏まえた修正を、それぞれ行った。</p> <p>(今後の課題など) 今後も、必要に応じて見直しを行う。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

+ 生活再建支援態勢の整備		
<p>り災証明発行や生活再建支援に係るシステムを適切に維持管理するとともに、運用のための訓練を実施する。</p>	<p>(取組み) 関係部署の職員に対して住家被害認定調査に関する研修を実施した。</p> <p>(今後の課題など) 令和7年度にはシステムのリプレースを予定している。リプレース後の操作方法に習熟できるよう、引き続き研修・訓練を実施していく。</p> <p>また、発災時にり災証明書の発行や住家被害認定調査に当たる職員の体制について、災害対策本部体制の見直しに合わせて検討する必要がある。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>
+ がれき処理マニュアルの策定		
<p>災害時に発生するがれき等の廃棄物処理について、対応マニュアルを整備する。</p>	<p>(取組み成果) 平成30年度に策定が完了した。</p> <p>(今後の課題など) 令和4年度に千代田清掃事務所が策定した千代田区災害廃棄物処理計画との整合を図りながら、適宜見直しを行う。</p>	<p>道路公園課 千代田清掃事務所 災害対策・危機管理課</p>
+ 被災者支援対策の推進		
<p>被災者の生活再建のため、住宅の供給など支援対策を推進する。</p>	<p>(取組み) 区内5箇所の応急仮設住宅建設候補地の整備状況、ライフライン（埋設配管）等について都と区合同で実態調査を行った。</p> <p>(今後の課題など) 発災時に備え、継続的に訓練等を実施する。</p>	<p>建築指導課 住宅課 災害対策・危機管理課</p>
● 事前復興計画の策定		
目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 震災復興計画の作成		
<p>災害時の復興都市づくりを円滑に始動し、迅速かつ着実な復興の実現のため、あらかじめ震災復興計画を作成する。</p>	<p>(取組み成果) 令和3年に改定した千代田区都市計画マスタープランにおけるテーマの1つとして、「災害にしなやかに対応し、回復力の高い強靱なまちづくり」を掲げるとともに、テーマ別方針の1つに「復興事前準備の確立」を位置づけ、取組みを実施している。</p> <p>(今後の課題など) 引き続き関係部署間で連携しながら、検討に取り組む。</p>	<p>景観・都市計画課 災害対策・危機管理課</p>

15 火災対応力の強化

● 消火・救助体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 消防団に対する補助金交付		
消防団活動の充実を図り、区の防災活動をより確固たるものとするため、地域防災活動において重要な一翼を担う消防団に対し、補助金の交付及び装備助成を行う。	<p>(取組み成果)</p> 地域防災の要となる消防団の活動が円滑に進むよう、消防団運営補助及び資機材装備の助成を行ってきた。 <p>(今後の課題など)</p> 今後も、事務局である各消防署と連携しながら、消防団運営の補助に取り組む。	災害対策・危機管理課
✚ 消火器の配備・保守管理		
災害時における初期消火態勢整備のため、区内全域に消火器を配備し、保守管理を行う。	<p>(取組み成果)</p> 区内全ての消火器を、従来設置されていた加圧式消火器から、取り扱いやすく安全な蓄圧式消火器に交換した。 <p>(今後の課題など)</p> 引き続き保守管理を徹底し、初期消火態勢の整備に取り組む。	災害対策・危機管理課

16 事業所の災害対策の促進

● 事業所、大学との連携による災害対策

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
✚ 中小企業に対する備蓄物資購入費用助成		
事業所における備蓄を推進するため、中小事業所が購入する備蓄物資の助成を行う。	<p>(取組み成果)</p> 補助対象の物資について毎年見直しを行いながら、継続して実施してきた。 <p>(今後の課題など)</p> 申請時に問い合わせの多い内容について、分かりやすいパンフレットの作成等に取り組む。	災害対策・危機管理課
✚ 防災貢献者表彰の実施等		
事業所の防災意識を高めるため、防災への取組みが顕著な企業・団体等を防災貢献者として表彰することや防災に関する講演会を実施する。 また、区内事業所の防災に対する意向・要望・意識等について定期的にアンケート調査を実施し分析を行う。	<p>(取組み成果)</p> 防災貢献者表彰については令和2～4年度にかけて実績がなかったが、令和5年度から区制記念日表彰における分野別功労者として表彰を行うこととし、令和5年度に1団体を表彰した。 また、事業所防災アンケートを令和2・5年度に実施した。 <p>(今後の課題など)</p> 今後も同様の取組みを継続していく。	災害対策・危機管理課

✚ 災害時協力協定の締結		
<p>各大学・区内市立小・中・高等学校、専門学校との協定をきっかけに、様々な分野で災害に関する協力関係を地区き、連携を深めていく。</p>	<p>(取組み成果) 災害時における輸送車両や給電車両等の優先的供給、災害時の輸送に関する協定などを締結した。</p> <p>(今後の課題など) 引き続き、多様な分野における協定締結を推進していく。</p>	災害対策・危機管理課
✚ 帰宅困難者等一時受入施設の確保		
<p>帰宅困難者の発生を事前に抑制するため、事業者には建物内に留まることを呼びかけるとともに、来街者など留まるべき建物がない方が一時避難できる民間施設を確保する。</p> <p>また、帰宅困難者における要配慮者対策について、東京都や帰宅困難者対策地域協定会等関係機関と連携し、推進していく。</p>	<p>(取組み成果) 現時点で約 47,000 人の受入れが可能となっている。</p> <p>(今後の課題など) 目標の 10 万人に対して現在 50%未満の達成率であることから、引き続き受け入れ施設数増加に向け、協定締結を推進していく必要がある。</p>	災害対策・危機管理課
✚ 帰宅困難者対策地域協対会に対する支援		
<p>帰宅困難者対策地域協対会の活動推進のため、助成制度等を整備し、支援していく。</p>	<p>(取組み成果) 補助金交付による運営支援や、帰宅困難者対応訓練の実施に係る支援を行った。</p> <p>(今後の課題など) 今後は、東京都が開発した「帰宅困難者対策オペレーションシステム」を活用し、情報収集等を行うことになるため、地域協対会が災害時に円滑に対応できるよう支援を行っていく必要がある。</p>	災害対策・危機管理課
✚ 周辺自治体との連携		
<p>無線通信等の訓練連携や救援物資の配布等、周辺自治体と災害時における帰宅困難者対策に関する連携を図る。</p>	<p>(取組み成果) 東京都主催の帰宅困難者対策フォーラムへの参加等を通じて、連携を図った。</p> <p>(今後の課題など) 継続して、東京都や近隣区に対して連携強化を働きかけていく。</p>	災害対策・危機管理課

17 帰宅困難者支援体制の強化

● 防災訓練関連事業

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;"> + 帰宅困難者対応訓練の実施 </div>		
<p>災害時における事業所の責務である自助・協力の精神を認識してもらい、防災意識、地域防災力の向上を図るため、帰宅困難者地域協力会と区等が協力し、帰宅困難者に対する情報提供や飲料水等の支援及び避難誘導、救助・救護に対する訓練等を実施する。</p>	<p>(取組み成果) 年に1度、帰宅困難者対応訓練を実施した(令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止、令和2年度はオンライン実施)。 また、令和5年度は従来の訓練に加え、東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムや災害ダッシュボードといったデジタル技術の活用を訓練に盛り込み、対応力向上に取り組んだ。 さらに令和6年度においては、東京都と合同で訓練を実施し、システムを活用した帰宅困難者の誘導、施設での受入れなどを行う予定である。</p> <p>(今後の課題など) 東京都との合同訓練を経て培った経験を活かし、区内全体の災害対応力の向上に引き続き取り組む。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

● 備蓄物資等の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
<div style="background-color: #fff9c4; padding: 2px;"> + 帰宅困難者用備蓄物資等の更新 </div>		
<p>帰宅困難者等一時受入施設での物資配給のため、帰宅困難者用備蓄物資の適切な維持、更新を図る。</p>	<p>(取組み成果) 平成25年度までに協定締結を行った受入施設には、帰宅困難者用備蓄を配備しており、保存期限に合わせて継続的に更新(入替)を行っている。</p> <p>(今後の課題など) 平成25年度以降に協定を締結した施設との公平性が保たれていない。一方で、全施設に対して物資を配備し、継続的な更新を行うことは費用面などから考えて現実的ではないため、本事業の継続について検討する必要がある。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

18 風水害対応力の強化

● 水防体制の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 避難確保・浸水防止計画作成の促進等		
<p>水防法の規定に基づき、区地域防災計画において浸水想定区域内の地下街等施設を指定し、避難確保・浸水防止計画作成・提出を義務付けていることから、逃げ遅れによる人的被害を発生させないようにするため、すべての指定施設に整備させる。</p> <p>水害時においては、有用な情報を素早く集め、避難勧告等の情報伝達を迅速かつ正確に行う必要があることから、より有効な災害情報の収集・伝達を行う。</p> <p>また、荒川・日本橋川・神田川の浸水想定区域見直し等を踏まえて、既存のハザードマップを改定し、配布・周知する。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>計画作成及び安全・安心メールの登録については、東京都地下街等浸水対策協議会での呼びかけなどの取組みを行った。</p> <p>また、法改正などに応じて指定内容を更新するため、令和2・6年度に浸水想定区域・土砂災害警戒区域内に位置する該当施設の調査を行った。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>ハザードマップ等を活用して、引き続き風水害リスクの周知啓発に取り組む。また、各種会議体などの機会をとらえ、計画作成を呼び掛ける。</p>	災害対策・危機管理課
+ 水防訓練の実施		
<p>洪水高潮等による河川の氾濫並びに台風や集中豪雨に伴う都市型水害による被害を軽減するため、消防署・消防団等の防災機関と連携して訓練を実施する。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>年に1回、区内3消防署・消防団と連携して、訓練を実施した。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>今後も同様の取組みを継続していく。</p>	道路公園課 災害対策・危機管理課
+ 雨水流出抑制施設の指導		
<p>大雨洪水による被害を未然に防ぐため、水害発生地域の路上へ土のう配置、大雨洪水警報発令時の水防活動の実施、透水性舗装の洗浄、浸透ます及び雨水ますの清掃などを必要に応じて行う。</p> <p>また、全公共施設・民間施設（敷地面積500㎡以上）への雨水流出抑制施設計画書提出の義務付けと施設整備指導を行う。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>全公共施設・敷地面積500㎡以上の民間施設については、建て替えに伴い雨水流出抑制施設が整備されることにより浸水対策を推進している。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>今後も同様の取組みを継続していく。</p>	道路公園課
+ 道路・橋梁の耐震補強・補修等（再掲につき省略）		

19 火山対策の推進

● 備蓄物資等の整備

目標達成のための主な取組み	取組み成果・今後の課題など	所管課
+ 火山対策用備蓄物資の更新		
<p>火山灰による健康被害を低減させるため、降灰対策用の物資として、震災対策用の備蓄物資に加え、防塵マスク、粉じん対策用ゴーグル等の整備拡充を図る。</p>	<p>(取組み成果)</p> <p>降灰対策として、防塵マスク及び粉じん対策用ゴーグルの備蓄を行った。</p> <p>(今後の課題など)</p> <p>区民への配布を想定して備蓄に取り組んできたが、保管場所や配布方法に課題があることから、今後の方針を検討する必要がある。</p>	災害対策・危機管理課

 降灰被害軽減及び降灰除去体制づくり		
<p>降灰の影響をあらかじめ予測し、被害を軽減するため、降灰被害発生時の降灰情報の伝達、被害状況の把握及び降灰除去等について、体制づくりを行う。</p>	<p>(取組み成果) 区と防災機関の富士山降灰対策の推進を目的とした実施方針を定めてきた。</p> <p>(今後の課題など) 東京都が令和5年度に「大規模噴火降灰対応指針」を策定したことを踏まえ、今後の国や東京都の動向を注視していく必要がある。</p>	<p>災害対策・危機管理課</p>

千代田区災害対策事業計画
【令和7～11（2025～2029）年度】

令和〇年〇月

編集・発行：千代田区災害対策・危機管理課
〒102-8688
東京都千代田区九段南 1-2-1
TEL 03 (5211) 4187